

第2編 インセンティブ創設型

第1章 特許法

特許制度の意義

発明をなすためには相応の先行投資が必要な現実

もし発明のモノマネ（フリーライド）を自由とすると、どうなるか・・・

発明に対する過少投資のおそれ（どうせマネされるならファーストランナーにはならない）

過度に技術の秘匿化が行われる（技術の発展進歩が遅れる、セカドランナーの養成）

そこで・・・

発明を奨励し、その公開を促すために、一定期間、特許発明の利用行為に対する排他権
= 特許権を付与し、先行投資回収の機会を与える

もっとも・・・特許制度がなくても、市場先行の利益、評判といった事実上のインセンティブは別途存在するから、まったく発明がされなくなるわけではない。

しかも・・・

あらゆる情報に排他権を認めると保護が過大になる

特許権は将来、発明が少なくなることを慮って付与されるものであるが、現時点のことを考えれば、発明は広く利用自由とした方が社会的な便益を生む

積み重ねによる技術の発展を促す必要もある 技術を発展させるセカドランナーへの配慮

そこで・・・

- ・発明であっても新規性・進歩性を欠くものは特許を認めない
- ・特許権の存続期間を限定
- ・裁定許諾制度

特許が認められるための要件

1 発明であること（§29 柱書き）

1) 意義

定義：「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」（§2）

分解すると・・・

- ・自然法則を利用したものであること
- ・技術的思想であること = 反復可能性のあること
- ・高度な創作であること

Josef Kohlerの定義に由来

自然法則自体（特許を認めず）とその利用（特許可能）の区別

Kohlerの発想

特許権の根拠付け～～～自然権思想 = 人はその創造したものに当然に権利を有する
人間が創造したものではない自然は特許の対象たりえず

Kohlerの例）新規の化合物、微生物（「発見」と「発明」の区別？）

実際は？

現在の特許制度

- ・1975年改正：化合物に関する特許（物質特許）が認められるように（cf. §32）

- ・微生物の特許、DNA配列などが認められることを前提とした諸制度、審査基準

現在の特許制度

産業政策的な根拠（インセンティブ論）に基づき、先行投資保護としての要素が強い
= 開発にある程度の投資が必要であれば、その回収の機会を与える

ex. 自分が発明したものであっても、その事業の準備の開始が他人の出願に遅れれば（§79：先使用の抗弁の要件）権利侵害となる　もし自然権なら？

もっとも、全く人為的な関与がない自然の発見については特許の保護が与えられない

ex. 自然現象の発見、未踏の奥地・深海・宇宙を探索した結果発見された鉱石

Kohler 流の発想の名残？

いくら投資（ex. 探索の資金）保護の必要性があるとしても、人為的な関与がない場合には、排他権を認めない

その限度で天然の自然はパブリック・ドメインに属するものとして人々の自由利用に供すべきであるという発想が残存

2) 自然法則と関わるものであること（「自然法則の利用」）

自然法則とその利用を区別するとは？

ex. DDTに殺虫効果があることの発見 = 自然法則で特許不可とされる

DDTを利用した殺虫剤 = 自然法則の利用で特許可とされる

??? 区別は困難、表現の仕方でもとれる

産業上の用途が不明なままの抽象的な技術法則に特許を認めてしまうと、保護が広範になりすぎるという懸念がある　ex. ヒトの遺伝子

しかし・・・

自然法則とその利用の区別が困難である以上、発明に該当するかどうかの問題というよりは、端的に産業上の利用可能性の要件（§29 柱書き）の問題とすべき

「自然法則の利用」の意義

自然法則に関わり合いのない、あるいは自然法則に反する「発明」

特許保護を否定するという意味

ex. 私鉄の経営発明、保険、単純ビジネスモデル、コンピュータ言語、永久機関

- ・これらの“発明”は、着想自体は頭の中だけでも可能

= 着想に関する実験が不要 = 保護の前提たる投資が不要（極めて小さい）

- ・逆に、排他権を認めた場合、ビジネス自体の独占となり、権利が強大になり競争を阻害する弊害の方が大きくなる

ビジネスの巧拙の問題として、そのインセンティブは市場先行の利益に委ねるば足りる

コンピュータ・プログラム関連発明の問題

- ・自然法則を利用したものかどうかの問題

- ・著作権法とのすみわけ

かつては、“マイコン制御全自動洗濯機”などを念頭に置きつつ、コンピュータ・プログラム自体は自然法則を利用していないとした上で、発明の全体として自然法則を利用していればよいと判断

しかし・・・

- ・コンピュータ技術の発展とともに、プログラム（ソフトウェア）がハードウェアを離れて単体で取引されるようになってきた。
- ・プログラム作成にも多大な投資が必要で、保護の要請が高まってきた
そこで・・・

プログラム自体を物の発明として定義（2002年改正、§2、2）
ハードウェアの動作と関連させることを要求（審査基準）

- ・著作権法上の保護
= 新規性、進歩性は不要。創作性（主観的に他と異なること）でOK
反面、アルゴリズム（解法、処理の流れ）に権利が及ばず（著作権法10条3項3号）
新規性・進歩性を要求する特許法とのすみわけを図る

ビジネスモデル発明の問題

自然法則の利用について、プログラムと同様の問題

同様に、ハードウェアを具体的に操作する過程を含めば、自然法則を利用していると考え
例外的なex. 富山の薬売り発明

実務的には、プログラム発明の1類型に分類されるものがほとんど
cf. 「ビジネス関連発明に対する判断事例集」（審査基準）

3) 反復可能性（技術的思想）

【趣旨】 技術の公開は、セカンドランナーの無駄な二重投資を防止するもの

セカンドランナーがまねしようのないもの（ex. 職人のコツ）はコストをかけて保護するほどのものではない

<問題> フォークボールの投法に関する発明、格闘技に関する新たな関節技の発明は？
審査基準上は「技術的思想」ではないという点で特許を拒絶する実務人の自由な領域の確保という考え

植物関連発明の問題

偶然に変異した新品種の場合、育種方法に再現可能性がないのではないか？

【裁判例】 最判平成12.2.29 判時1706号112頁 [桃の新品種黄桃の育種増殖方法]
確率が低くても育種の可能性があり増殖が可能である以上、反復可能性あり

<どう考えるか>

増殖方法に再現可能性がある以上、新品種（物の発明）として特許を認めるべき
確率が低くても現実の産業で利用価値があるかどうかは市場の決定に委ねればよい

4) 高度な創作性

創作性の要件の意味 単なる発見を除く（上述）

高度性の要件の意味 実用新案における「考案」（実用新案法2条1項）との区別

実用新案制度の特徴

- ・実体要件は無審査で登録（無審査登録主義）
- ・保護期間は出願から10年（特許は20年）

従来は 6年 短すぎて利用者激減 (2004年改正)
登録後に特許出願に変更可 (2004年改正)

2 産業上の利用可能性 (§29 柱書き)

産業の発展に寄与しないもの、實際上明らかに利用不可能なものを除く趣旨

ex. 太平洋をコンクリートで埋め尽くす台風の発生防止方法；用途未定のもの

ただし、経済的な価値の多寡 = 現実的な実用性は問わない

現実的な実用性は市場の評価に委ねればよく、特許庁の判断にふさわしくない

医療業は産業に当たるか？

否定説が有力 改正の動きあり (医工連携発明；

ex. 東京高判平成14・4・11判時1828号99頁)

医療の現場で財産権 (特許権) のために身体・生命がおろそかにされてはならない

ex) 手術の方法

もっとも・・・

医薬の製造業は産業に該当するとされる

・ 緊急性が相対的に低い、発明に要する費用が莫大

・ いずれにせよ薬が製造されてから医療の現場に届くまでにはタイム・ラグ

伝染病の特効薬のように、薬の中でも緊急性を要するものは？

・ §83・92・93の裁定許諾で対処しうる

・ 医師による調剤行為は許されるべき (cf. §69)

ヒト由来の原料を基にした再生医療 (ex. 人造皮膚の製造方法) 認める実務

ヒトの遺伝子の配列に関する特許

特定の塩基の配列が解明されただけで、未だ用途不明の段階で多数の用途を書いて特許出願

過度に広範な権利を有する特許が誕生することになりかねない

産業上の利用可能性そのものは認め、記載要件、新規性、進歩性で強力すぎる権利が発生することを抑制

3 不特許事由 (§32)

・ 新規化合物

かつては化合物を生産する方法の発明としてクレイムする必要あり

現在は、端的に新規な化合物について特許可能 政策判断

・ 公序良俗条項

生命倫理の問題 ex. クローン技術

わいせつ物の発明、反社会的発明？ 戦車やミサイルの発明は？？

4 新規性 (§29 各号)

1) 趣旨

特許法の目的 = 発明者に出願と引換えに特許権という排他権を付与することで、発明およびその公開を促進し、産業の発達を期す(公開代償説)

したがって・・・

すでに公開されている発明について、重ねて公開させても技術は豊富化しない

むしろ・・・

外形的には利用可能となった技術に排他権を与えれば、無用に産業の停滞を招来する

そこで・・・

特許出願前に、日本国内または外国で

公然知られた発明(公知; §29)、公然実施をされた発明(公用; §29)、

頒布された刊行物に記載された発明(刊行物記載等; §29)

特許を受けることができない

[効果]

・出願は拒絶 (§49 、ただし §50)、過誤登録の場合は無効理由 (§123)

発明者が自ら発明を公にした(ex.学会発表、論文発表)結果、29条1項に該当することとなった場合 原則、新規性を喪失する = 特許を受けることができない!

特許制度がありながら、出願をせずに開示した

ということは・・・

特許権(特許制度)の有無に関係なく、開示するつもりだった(開示した)

(=その者にとっては特許権はインセンティブとはならなかった。)

であれば・・・

特許権を与える必要なし。

むしろ・・・

特許制度の枠外で発表された内容に排他権を与えると無用の混乱

その結果・・・

第三者は特許制度のみ監視していればよい。

しかし・・・この原則には30条に例外(いわゆる新規性喪失の例外;後述)

2) 新規性喪失の有無の具体的判断

内容漏知型

周囲の人間に発明の内容が漏れた場合、どの程度の範囲の人間の知るところとなると、新規性を喪失するのか? §29 or が問題(1号か2号か区別する実益なし)

・発明を漏らした相手方に秘密であることを明示し、かつ秘密保持を約束させて発明の内容を知らせた場合には、1号の公知とはならない

・しかし、発明の内容を知らされた相手方が秘密保持義務を負わない場合には、公知となるのが原則

この場合、現実に公衆が発明の内容を知ったか否かが問われることはない

【裁判例】東京高判昭和49.6.18 無体集6巻1号 170頁 [壁式建造物の構造装置]

壁式建造物の構造装置に関する発明について、発明者が特許出願前に発明の内容を住宅公団に開示するとともに、発明を実施した建物を譲渡していた。

公団はこの建物を職員用住宅に使用している。出願人は、発明は建築が完了してしまえば完全にコンクリートで覆われ、外部から知ることはできないと反論したが、判旨は、守秘義務を負わない住宅公団に発明の内容が開示されていた点を捉え、発明は新規性を喪失すると帰結

公然実施型

発明が出願前に実施されている場合、それがどの程度公に実施されると29条1項に該当するのかが問題となる §29 or が問題とされる

- ・発明が実施されたとしても、少なくとも不特定多数人が認識し得る状態に置かれたことが必要 (cf. 漏知型との対比)
- ・逆に、発明の実施が不特定多数人の認識し得る状態で行われた場合には、それだけで新規性を喪失することになる
- ・この場合、現実に公衆が発明の内容を知ったか否かが問われることはない。

したがって・・・

工場内実施にとどまらず、実施品が流通したような事例においては、当然に公知、公用と認められることになる

【裁判例】東京高判昭和37.12.6 行集13巻12号2299頁 [潤滑油調節器]

实用新案にかかる潤滑油装置が装備された三輪消防自動車が、实用新案出願の日の10～20日程前に発送され、同じく出願日の4～9日前に納車され、消防活動に使用されていた。实用新案権者は、潤滑油調節器はフィンケ-スの裏側から取り付けられており、ギヤおよびフィンケ-スガ-で覆われていて外部から覗き見ることができないから、公然使用されたことにはならないと主張したが、判決は、公知公用とは一般公衆が現実にこれを知ったと否とはこれを問わず、一般公衆の知り得べき状態におかれたこと及びその状態において使用せられたものと解するのが相当であると判示

<どう考えるか>

本件は実施品から容易に知りうる製品の構造に関する考案

実施品が流通した以上、特許権により発明の公開のインセンティブを与える必要性は失われている 新規性喪失と解すべき

文献記載型

一般には、§29 の「頒布された刊行物」の問題とされる

ex) 出願公開や登録によって特許公報に掲載された場合は、各公報が特許法29条1項3号にいう「頒布された刊行物」に該当することになる

インターネットに掲載された発明も対象 時間の確定や内容の真偽は立証の問題

cf. 特許公報に関していえば、新規性喪失に該当するほか、先願 (§39) や先願の拡大 (§29の2) にも該当する場合がある (後述)

3) 新規性、進歩性の要件の判断基準時点

[原則] 特許出願の時点

[例外] 優先権を主張した出願

<<工業所有権の保護に関するパリ条約>>

特許は各国毎に付与され、その効力も各国内に限られる（属地主義）

したがって・・・

保護を受けたい国毎に逐一出願をしなければならない

しかし・・・

願書を各国語で作成するのは煩雑であり、翻訳等に時間を費やしている間に他の発明者に出し抜かれたり、そもそも自己の発明が公知となってしまう可能性がある

そこで・・・

優先権制度（パリ条約4条A1項）

・パリ条約同盟国のいずれかの国に出願した日を優先日とし、その日から12カ月の間に（条約4条C1項）他の同盟国に出願すれば、その間にその発明について他の出願があつたり、あるいはその発明が新規性を喪失することになったとしても、特許を受けることができる（条約4条B）

新規性（およびその他の特許要件）については、優先日を基準として判断される

・日本の特許法は§26で条約の適用を定めており、パリ条約の規定が直接適用される

ex) 米国にH13.9.27に出願された発明を翻訳し、日本にH14.9.27に出願された発明

H14.4.1に発明が学会発表される = 新規性を喪失しない

国内出願についても同様の扱い = 国内優先権制度（§41）

4) 新規性喪失の例外（§30）

特許を受ける権利を有する者が、

自ら刊行物や所定の研究集会で文書をもって発表した等の場合（§30）

自ら所定の博覧会に出品したような場合（§30）

新規性を喪失しないこととする

刊行物や研究集会での発表や博覧会での出品は、技術を分かりやすい形で積極的に公開する行為 = 発明の公開を促進する特許法の立場からは推奨すべき行為

新規性喪失を恐れてこれらの行為のインセンティブが削がれるとすれば、技術の公開を促進することを目的とする特許法の趣旨に反することとなる

特許を受ける権利を有する者自身が試験を行った結果、29条1項各号に該当するに至った場合（§30）

ex) ビルの建築方法のように、秘密裡に行うことがそもそも不可能な発明

意に反して29条1項各号に該当するに至った場合（§30）

新規性を喪失しないこととする

ただし、いずれの場合でも・・・

・新規性喪失事由があつた場合から6か月以内に出願することを要する

・さらに、意に反する公知以外の事由に関しては、4項の手続きを経ることを要する

突然、公に知られた技術に特許を主張されることによる第三者の混乱を防止するため

・30条の趣旨は、あくまで各項に該当する事由が生じた場合に新規性を喪失しないものと定めるのみであつて、各事由が生じた時点を出願時点と見做すわけではない。

- ・他の者 A がこの 6 か月の間に同一の発明を先に出願した場合には、結局、A の後願となって特許を受けることができなくなることに注意（§ 29 の 2）。ただし、A の出願も新規性を理由に拒絶される。

特許公報への掲載が § 30 の「刊行物に発表」に該当することになるのか否か？
もちろん特許出願がなされている以上、通常は、我が国の特許公報について新規性喪失の例外規定の適用を申し立てる実益はないのだが・・・

（最初に外国で）出願された発明に関しては、パリ条約 4 条の優先権の手続きを怠り、12 カ月以内に日本で特許出願をなさなかった場合で、さらにその後に（外国で）特許が公開されたような場合に、本条の恩恵を受けてその後に日本で出願をなして、特許権を受けられるという実益がある

しかし・・・

【裁判例】最判平成 1.11.10 民集 43 卷 10 号 1116 頁 [第三級環式アミン]

（S49・4・25ト^イ出願、S50・11・13ト^イ公開、S50・11・17日本公開、S51・1・1日本出願）
特許を受ける権利を有する者が、特定の発明について特許出願した結果、その発明が公開特許公報に掲載されることは、特許法 30 条 1 項にいう『刊行物に発表』することには該当しない

否定説が有力 優先権制度を骨抜きにするものとの批判が強い。自ら主体的に公開したといえるか？

<どう考えるか>

「刊行物に発表」してはじめて新規性喪失の例外事由として行為が掲げたのはなぜか？

研究集会での発表や博覧会への出品と同様に、技術を分かりやすい形で積極的に公開する行為であることに着目して、これが抑制されることのないように配慮したため

（外国）特許公報への掲載は、なるほど特許を受ける権利を有する者の出願行為に起因するものであるが・・・

（外国）出願の場合には、（外国）特許権の付与という発明公開への独自のインセンティブが与えられているのであるから

（日本特許法で）新規性喪失の例外として重ねて公開のインセンティブを保障する必要は何処にもなく、原則どおり新規性喪失ということによい

[判旨の射程]

- ex. 学術雑誌等への投稿 適用
- ex. 行政官庁の手続きによって技術が公開される場合（新薬など） 不適用
- ex. 新聞での紹介記事 不適用

[事件の特殊事情]

物質特許制度の導入以前になした出願の公開公報が、物質特許制度導入後になした同一発明の新規性喪失事由となってしまうという特殊事情があったために、特許公報への掲載が新規性喪失の例外となるとの主張がなされた事件

5 進歩性 (§ 29)

29条 1項 該当の技術に基づいて、当業者が容易に発明をすることができた場合

特許を受けることができない (§ 29)

[効果]

- ・ 出願は拒絶 (§ 49 、ただし § 50)、過誤登録の場合は無効理由 (§ 123)

[趣旨]

特許制度が存在しなくとも当然に達成されるような技術的進歩に対しては、ほっておけば十分で、わざわざ特許を付与するというインセンティブを与えて進歩を促進させる必要性がない (消極的理由)

かえって特許を付与することによりそのような技術に排他権を付与することは特許権の乱立につながり、産業の発展にとって弊害となる (積極的理由)

したがって、公知 (広義) 技術に基づいて当業者が容易に発明することができるような発明には、特許を付与すべきでない

創作性 (著作権法) vs. 進歩性 (特許法)

- ・ 創作性 = 他と異なる表現であること

著作権法が規律しようとしているのは文化の世界

文化 = 多様性の世界、他と異なるということそれ自体に意味がある。表現の選択肢も多様

したがって . . .

- ・ ある表現に排他権を認めたとしても、他人はこれと異なる表現を工夫すればよいから、文化の発展を妨げる大きな支障にはならない (消極的理由)
- ・ 逆に、文化はその価値を評価する一定の尺度がないから、他と異なるということ以上に文化的価値を云々する要件はなかなか定立しがたい (積極的理由)
裁判所 (法) が文化価値を定めることは表現の自由の問題以前に嫌悪感あり
cf. 著作権の存続期間も著作者の死後50年と長い (著作権法 § 51)

- ・ 対して . . . 特許法が規律しようとしているのは技術の世界

技術の世界 = 効率性の世界、効率性を追求するゆえ、一定方向に進歩していく。効率的な技術の選択肢は限られている

したがって . . .

- ・ ある技術に排他権を認めると、他人はこれに積み重ねて進展していくべき技術の全ての利用を妨げられることになるから、その弊害は決して小さくない (積極的理由)
- ・ その反面、効率性という尺度があるから、技術の価値を評価することは必ずしも困難ではない (消極的理由)

そこで . . .

- ・ 必要以上には排他権を付与することのないように、進歩性という要件を置いた

cf. 特許権の存続期間は出願の日から20年 (§ 67)、著作権よりも短期

6 先願

1) 先願主義 (§ 39)

[趣旨] 重複特許 (ダブル・パテント) を防ぐ必要がある

ダブルパテント = 1つの発明に2以上の排他権が付与されること
存続期間を設けた趣旨が損なわれる (特に同一出願人)

そこで・・・

出願が競合した場合は、最先の出願に特許を付与する (§ 39)

同日の場合には協議 (§ 39) 整わなければ双方とも拒絶 (§ 39)

- ・ 先願主義 先発明主義 もっとも先に発明した者に特許を付与する
現在ではアメリカ合衆国のみ

先願主義と先発明主義

- ・ 先発明主義の欠点は？

法的安定性を欠く

発明日の立証は困難

- ・ では、先願主義は妥協の産物か？

理論的には否

特許法の目的が、排他権をインセンティブとして発明を公開させることにあ
る以上、その目的に沿う意思 (= 公開の意思) を最先に表明した者 (最先の
出願人) にのみ権利を与えるべきである

2) 拡大された先願 (§ 29の2)

39条1項は、2つの出願の「請求の範囲」が重複している場合にのみ適用される

請求の範囲 (クレーム) = 保護範囲が重複している場合は、存続期間の実質的延長が問題

クレーム以外の「詳細な説明」「図面」などに記載した技術が後願を排除できないと・・・

- ・ 「詳細な説明」記載の技術を別途クレームアップした“防衛出願”を強いられる
無駄な出願が増大 (積極的理由1)
- ・ 補正による先願の処理待ち問題 (審査が確定しないと、§39の範囲が決まらない)
審査を促進するため、先願の処理確定を待たずに後願を排除できる範囲を確
定する必要がある (積極的理由2)
- ・ クレームにこそ記載しなかったが、開示を最先に決意した者には後願排除効を与えても
特許法の趣旨を逸脱しない (積極的理由3 = 消極的理由)

そこで・・・

出願当初の明細書・図面に記載された発明にも後願排斥効を認める

ただし

- ・ 出願公開OR特許掲載公報により公開されることが条件
公開されなかったのであれば、後願は未だ特許を付与するに値するから
- ・ なお、先後願で出願人同一の場合は適用除外

補正...クレーム、明細書などの内容を出願後に変更すること (§ 17など)。補正ができる
時期には制限があり (§ 17の2~17の4)、クレーム・明細書・図面について補正を
なす場合には、新規事項を追加することはできない (§ 17の2)。なお、特
許付与後になす場合を「訂正」と呼ぶ (§ 126、 § 134の2など)。

7 冒認でないこと・・・特許を受ける権利を有する者の出願であること

発明者主義 = 発明者に特許を付与するという原則 §29 柱書

ただし・・・出願人が発明者である必要はなく、発明者から「特許を受ける権利」の移転を受けた者（承継人）も出願人となることができる（§33）

・「特許を受ける権利」を觀念する意義

= 出願できる立場の移転を認めるため（売買の対象としうる）

= 発明者に資力がない場合、特許権を受ける前でも（企業などに）売却可能とした

特許を受ける権利がない者がした出願（冒認出願）

・・・拒絶（§49）、無効（§123）

真の権利者は、冒認出願をした者に対して特許権の取り戻し請求ができるか？

・真の権利者が出願をしたが、偽の譲渡があった場合に取り戻し可能とした例

【裁判例】最判平成13・6・12民集55巻4号793頁 [生ゴミ処理装置上告審] 射程は？

・真の権利者が出願をしていない場合は、上記最判の射程が及ばないとした例

【裁判例】東京地判平成14・7・17判時1799号155頁 [ブラジャー]

発明者名は特許証に氏名を掲載される（パリ条約4条の3） 発明者名誉権

【裁判例】大阪地判平成14・5・23判時1825号116頁 [有用元素の回収方法]

しかし、法的権利はこの掲載権くらい。

特許法は、直接に発明者を保護する法ではない（インセンティブ論）

= 出願人を保護する法律。発明者は、反射的に保護されているに過ぎない。

特許付与の手続き

1 出願

願書の形式... §36

・特許請求の範囲（クレーム）...特許の技術的範囲を確定する基準（§70）

したがって・・・

請求の範囲に記載された発明が特許要件の審査対象に

多項制の採用（§36；1987年改正）1つの出願に複数の発明を記載可

・明細書（§36）

...「発明の名称」・「発明の詳細な説明」・「図面の簡単な説明」

「発明の詳細な説明」で発明をわかりやすく説明することは特許付与の実体要件。

説明が十分でなければ拒絶（§49）または無効（§123）

特許出願の利用を促進するのが特許法の目的の一つ

【裁判例】知財高判平成17・11・11 [偏光フィルムの製造法]

明細書に記載された実験データの不足を理由に特許取り消し決定の審決を維持

2 審査

1) 審査主義 (§47)

- ・特許庁審査官による特許要件の事前審査 (= 審査主義)
- ・特許が無効とされる危険性が相対的に少ない = 権利関係の安定性に優れている
but 審査が遅延すると特許付与が遅れるという欠点もある
cf. 実用新案 実体要件につき無審査主義

2) 審査請求 (§48の2)

出願全てについて審査をするわけではない！

- ・特許出願には先願の地位を確保し他者の特許を防ぐ目的のものがある (防衛出願)
このような出願は・・・
出願すれば出願人の目的は達成されるので、わざわざ審査をするのは無駄
- ・急いで出願したが、計画が変わり、特許を取得する気がなくなったものもある
そこで・・・
出願人や第三者からの請求を待って審査を開始する制度 (1970年改正)

第三者からの請求を認める意義

- 特許が付与されるか否か確定しないと事業計画が立たないことがある
- 出願から3年以内に審査請求がないと
出願は取り下げたものとみなされる (§48の3)

3) 出願公開 (§64)

審査主義の下では・・・特許の付与を待って公開していたのでは時期が遅くなる
その結果・・・

- ・他者が発明に無駄な重複投資をしてしまうことを防ぎえない (社会的な不効率)
- ・突如特許が現れることにより他者の予測可能性を奪う ex) サブマリン特許
そこで・・・
 - ・出願から1年6カ月後に、特許出願を公開する制度 (1970年改正)
 - ・審査が進んで先に特許掲載公報が発行された場合は出願公開は不要 (§64)
 - ・出願人の請求による早期公開制度 (§64の2)

出願公開により出願人には補償金請求権が発生 (§65)

ただし、特許付与前なので・・・

- ・警告ないし実施者の悪意が必要
- ・結果的に特許されなかった場合の他者の不利益 (請求者の無資力のリスク負担) を防ぐために、実際に権利行使しうるのは特許後とされている (§65)
請求権の対象となる行為が早期に繰り上がる場所に補償金請求権の意味がある

特許権侵害の成否をめぐる攻防

1 特許権の権利範囲とする主張

1) 実施行為

- 特許権 = 登録により発生 (§ 66)、業として特許発明を実施する専有権 (§ 68)
= 他人の実施行為を禁止することができる排他権 (消極的効力)
= 特許権者自ら発明を実施することができる専用権 (積極的効力) ×

特許発明が他人の特許発明の上に成り立っている場合 (改良発明タイプ)
= 他人の特許発明 (原特許権) の請求の範囲の構成要件を全て充足したうえ、新たに要件を付加した特許請求の範囲を有する自己の発明 (= 利用発明)
自己の特許発明を実施することはできない (§ 72参照)
逆にいえば・・・

他人の特許権を侵害しないかぎり、特許権を持っていなくとも発明を実施することはできる。

「業として」の実施

家庭内実施は含まない趣旨。営業目的でなくても「業として」にあたる場合あり。実施の定義は2条3項 cf. 物の発明と方法の発明の実施

2) 特許発明の技術的範囲と均等論 (§ 70)

原則

「特許発明の技術的範囲は願書に添付した明細書の特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない」 § 70

特許権の効力は特許請求の範囲 (クレーム) に包含される発明にのみ及ぶ

特許権の効力の範囲を明確化

ex) クレームが A+B+C の場合、製品 A+B+C+D は含まれるが、A+B+D や A+B は含まれない

- ・ 特許侵害となる模倣禁止の領域と模倣自由の領域とが截然と区別され明白となる
- ・ 特許要件を審査していない発明に排他権を及ぼすことがない (審査主義との関連)

例外：均等論

a) 問題の所在

原則を厳格に貫徹すると・・・

特許権が簡単に侵害を回避されて、有名無実の権利となってしまうおそれ
侵害者はクレームを見てから実施態様を選択できる (後出しじゃんけん)

- ・ そこで考え出されたのが「均等論」

特許請求の範囲を文言どおりに解釈した場合には範囲外となる発明であっても、ある程度は特許権の効力を及ぼすべきではないか？

b) 裁判例

均等論を用いるまでもなく文言解釈の枠内で処理しうる例

【裁判例】東京地判平成2.11.28 無体集22巻3号760頁 [イオン歯ブラシ]

従来のイオン歯ブラシ (虫歯予防に効果がある)

ブラシ部に高価な導電材が設けられていた

ブラシの毛先が使用で広がってくれば廃棄しなければならずコスト高

<原告の特許発明>

-) ブラシヘッド部を柄から脱着可能とし、この柄の方に導電材を使用する
-) ヘッドに唾液（導電体）を浸す液路を設け
-) 唾液がブラシを濡らすとそれだけで電子が流れるように構成

<被告のイオン歯ブラシ（イ号物件）>

<<被告の主張>>

原告の特許請求範囲に「液路」とあり・・・

明細書の「発明の詳細な説明」欄では、「前記溝からブリッジを介して連通孔まで至る有底孔の形態をとる」との記載がある（実施例の図を参照）

被告が製造販売するイ号物件は・・・

筒状の形態を有し、その先端のみが開口しているにすぎない

特許請求範囲に該当せず、特許権侵害とはならない、と主張

<裁判所の判断>

「液路」とは・・・

唾液等の液体で浸されて装着時の支軸とブラシ毛とを右液体を媒介として電氣的に接続させる機能を有するもの

支軸挿入部を形成するとともにヘッド部の表面に開口する孔ないし溝を意味するイ号物件は特許請求の範囲に含まれると判断

文言解釈といっても幅はある。

均等論を認めた判例

【裁判例】最判平10.2.4民集52巻1号 113頁 [ボールスプライン軸受]

抽象論として均等論を認める

「特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても、（１）右部分が特許発明の本質的部分ではなく、（２）右部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものであって、（３）右のように置き換えることに、当該発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者（以下「当業者」という。）が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたものであり、（４）対象製品等が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれから右出願時に容易に推考できたものではなく、かつ、（５）対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もないときは、右対象製品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解するのが相当である」

最高裁判決の要件論の名称

- | | |
|--------------|---------------------|
| (1) 非本質的部分 | (4) 仮想的クレーム（争いあり） |
| (2) 置換可能性 | (5) 包袋禁反言 |
| (3) 置換容易性 | |

もっとも、本件への具体的な当てはめに関しては・・・

本件発明の出願の時点で既に無負荷ボールを円周方向に循環させるととも

に複列タイプのアンギュラコンタクト構造を採る技術が公知で・・・上告人の製品は、本件発明の特許出願前における公知技術から出願時に容易に推考できたことになるから、均等ということとはできない、と判示した

c) 考察

均等論を考える上での三つの視点

) クレーム制度の趣旨(侵害訴訟場面)

当業者に権利範囲を警告する機能

であれば・・・

置換可能であることが当業者にとって明らかな場合には、保護を及ぼしてもクレーム制度の存在意義を失わせない (2)、(3)の要件

) 特許制度の趣旨

発明の奨励

置換を可能とするために、新たな発明行為を要するような技術に保護を及ぼしてはならない でも容易なら? (3)の要件

発明者が発明していない発明に特許権を与えることになるから

特許性を満たしていない技術には保護を及ぼしてはならない

公知技術や進歩性を欠く技術(保護してはならない技術)に特許権を与えることになるから (4)の要件

) 審査制度の趣旨

特許庁と裁判所の役割分担の問題

審査をしていない技術に保護を与えてよいのか?? (4)の要件

クレームとして審査の対象とされていない技術に裁判所限りの判断で保護を与えるためには、審査主義の趣旨を潜脱することがないような配慮が必要

すなわち・・・

かりにイ号がクレームされていた場合、特許要件を満足するかの吟味が必要
裁判所が判断に迷う場合には、審査を経ていない以上、保護は否定すべき

d) 置換容易性とその判断基準時(第3の要件)

当業者が、置換容易であるの基準時は、出願時か? 侵害時か?

) クレーム制度の趣旨

保護範囲を警告する機能に注目すれば 侵害時点で置換容易であれば十分

ex. 玩具の発明で「糊付け」とクレーム (「糊」はでんぷん)

後に合成接着剤が発明された 均等を肯定してもよいはず

) 特許制度の趣旨

発明の奨励 発明者が発明していないものには特許は及ばなくてよい

ex. 接着方法の発明で「糊付け」とクレーム

後に合成接着剤が発明された 均等を否定すべき

)と)では何が違う??

そう考えると・・・

置換容易性の判断基準時は、

- ・それがあゆえに特許が付与されたという発明性に関わる要件に関しては、出願時点
- ・そうではない要件に関しては、侵害時点 でありはす
では最高裁の枠組みは??

= 置換容易性の判断基準時は一律に侵害時だとしつつ、

- ・相違点の本質的部分(1)の要件;それがあゆえに特許が付与されたところ)であれば、均等を否定。
- ・(1)要件を課すことで、基準時を侵害時とすることの不都合を解消している。

e) 仮想的クレーム(第4の要件)

仮想的クレーム理論とは?

仮に、イ号物件を請求の範囲とする出願がなされていたとしたならば、特許要件を満足するか否かを吟味する理論

均等の範囲は特許請求の範囲に記載されていない以上、審査を受けていないので、裁判所による事後的チェックが必要。

もっとも・・・審判制度との整合

まず特許庁における審決、審決取消訴訟につき知財高裁の専属管轄

特許要件の審査を一元化し、制度の効率化と法的安定性を図る趣旨(後述)

個別の侵害訴訟で特許要件の完全な吟味を行うべきではない

侵害訴訟では、イ号物に関する特許要件の充足について、「明白」な場合に限り、これを顧慮する。

均等論の場面では・・・

- ・イ号物を包含するような仮想的クレームが、明白に特許要件を満足せねばならない。
- ・明白でないときの不利益は
審査を受けていない以上、権利者が負担(=立証責任)

f) 不完全利用論 (改悪実施形態論)

【裁判例】大阪地判昭和43.5.17 下民集19巻5・6号 303頁 [ブロック玩具]

・被告のブロック = 中間片を取り除いていた点がクレームと異なる
「・・・専ら権利侵害の責任を免れるために、殊更考案構成要件からそのうち比較的重要性の少ない事項を省略した技術を用いて・・・実施品に類似したものを製造するときは、右の行為は考案構成要件にむしろ有害的事項を附加してその技術的思想を用いるにほかならず、考案の保護範囲を侵害するものと解する」

被疑侵害者の行為態様に着目し、専ら外仏を逃れるために効果の劣る態様で実施した場合、均等論とは別次元で侵害とする考え

現在では少数説。均等論の枠内で処理可能。

中間片を取り除くことにより効果が落ちるという事実が明細書で言及

イ号を包含した仮想的クレームは、進歩性の要件に疑義が生じる
結論として均等を否定すべき

3) 間接侵害 (§101)

趣旨

特許製品の部品や、方法特許の実施に使用する機械を製造販売する行為は特許権侵害か？

それだけでは直接、特許権を侵害する行為とはならない

特許発明の技術的範囲は、明細書の請求の範囲に基づいて定められるから (§70)、請求の範囲の構成要件を全て充足しないかぎり、特許権侵害とはならない
ただし・・・

部品が販売されていて、さらに特許権侵害もなされている場合には・・・

侵害の停止または予防の請求ができる (§100)

侵害組成物等の廃棄、除却その他侵害予防に必要な行為の請求可 (§100)
しかし・・・

請求が認められるためには、請求の相手方自身が侵害行為をなしていることが必要
もちろん・・・

- ・特許製品の部品の製造販売や、方法特許に使用する物の製造販売のみを行っている者は特許権侵害の教唆、幫助として共同不法行為に該当しそう？ (民法719)

共同不法行為で対処する場合の問題点

- ・差止請求を認めることができない
- ・製品が広く頒布されている場合には、直接の侵害者を確定することが困難
そこで・・・

間接侵害制度 (§101)

独立説と従属説

間接侵害が成立するためには、直接侵害が存在することを必要とするのか否か？

101条の文言 ... 独立説っぽい？ (直接侵害がなくとも、間接侵害は成立する。)

間接侵害制度が問題となる類型

ex1) 家庭内で組み立てる、特定のコンピュータにのみ使用する部品をバラ売りする行為

ex2) 試験研究の目的で特許製品を組み立てる者へ部品を供給する行為

ex3) 特許製品を組み立てる実施権者(ライセンス)に、部品を供給する行為

- ・独立説の主張
 - ・特許権は侵害に対して脆弱であり、予備的行為を広範に禁止すべき
 - ・101条の文言は、直接侵害を要求していない
- ・従属説の主張 (従属説：直接侵害なきところに間接侵害なし)
 - ・間接侵害制度は、あくまで直接侵害を防止するための手段に過ぎない
 - ・外仏に含まれず、審査も受けていない技術を保護することは慎重であるべき

[帰結]

原則的には実施に該当するにもかかわらず、特許権侵害とならない旨定める各規定の趣旨を解釈して、個別的に考えていくべき

ex1) 家庭内で特許製品を組み立てるための部品を製造、販売する行為は？

家庭内実施を侵害としない68条の趣旨 = 特許権者に与える影響が軽微、
家庭内における私的自由を確保

しかし・・・

家庭内における部品の組み立て行為 (生産) をすべてセーフとすると、影響が甚大
(家庭内で組み立て可能な特許製品はすべてバラ売りされる)

101条で侵害とすべき。

- ex2) 試験研究のための実施をなす者のために、実施に使用する部品を販売する行為
69条の趣旨：次なる発明を創作するための試験・研究を奨励（積極的理由）、
試験研究それ自体は、直接、特許権者の市場を奪わない（消極的理由）
むしろ・・・

部品を購入せねば試験・研究ができないこともあり得る。かりにこのような部品
販売を禁止すると、試験研究するものはすべて自製する必要に迫られ、69条の
趣旨が十分に生かされない

101条で侵害とすべきではない。

- ex3) 実施権者（ライセンシー）のため、実施に使用する物を販売する行為は？
実施契約の解釈次第。部品の特許権者以外の者から購入してよいという許諾
がないかぎり、101条で侵害とすべき

ただし・・・

特許権者自身が指定する者から部品を購入することを義務づける条項は・・・

特許発明の実施許諾を得ることが実施権者にとって必要不可欠となっている場
合には、抱き合わせ・拘束条件付取引・優越的地位の濫用（独禁法の不公正
な取引の一般指定10・13・14項）に該当し、契約がそのかぎりでも無効となる
ことあり

その場合には、101条で侵害を肯定すべきではない

特許発明の実施にのみ使用する物

「にのみ」の要件が存在することによって・・・

たとえ特許発明の実施に使用する物であったとしても、それ以外の用途がある場合に
は間接侵害は否定されることになる

ex. 汎用品

ex. クレイムが、「特定の洗浄剤を用いてソフト・コンタクト・レンズを洗浄する方
法」の場合に、その特定の洗浄剤が、「ソフト・コンタクト・レンズ」には含
まれない「酸素透過性ハード・コンタクト・レンズ」にも使用される場合

ただし・・・

他の用途を概念的に想定することが不可能ではないとしても、それが実用化されてい
る用途ではない場合には、「にのみ」の要件は否定すべきではない

【裁判例】大阪地判平成14.4.24無体集21巻1号 279頁 [製砂機ハンマー]

被告は被告が製造、販売を準備中であつた参考物件一と本訴提起後に開発し
た試作品である参考物件二にも使用することができ、これら参考物件は本件
考案を充足しないから、イ号物件は本件考案に係るハンマーの製造にのみ使
用するものではないと主張

判決 参考物件二は、いまだ実用化されていないから、「にのみ」の要件は否定さ
れないとして間接侵害を肯定

<<どう考えるか>>

間接侵害が責任を問われるのは、まさにその物が特許発明の実施「にのみ」使用され
る物であるために、必然的・定型的に特許発明の実施に供される物だから

他の用途があるとしても、その用途が実用化されていなければ、実際にはその用途に

は用いられない。したがって、依然として特許権侵害に該当する用途に直結して用いられることが明らか

「にのみ」の要件は否定すべきではない

このように考えると・・・

他の用途が存在することにより「にのみ」の要件が否定されるためには、間接侵害が主張される時点において、その「他の用途」が実用化されていればよい

つまり・・・

- ・ 損害賠償請求の場合、各侵害行為の時点に他の用途が実用化されていることが必要
- ・ 差止請求の場合、口頭弁論終結時まで実用化されていれば請求が棄却される

「にのみ」の要件判断が厳しく、間接侵害が認められにくい例

【裁判例】東京地判昭和56.2.25 無体集13巻1号 139頁 [一眼レフレックス]

- ・ 原告の特許の実施品であるTTL開放測光方式のミルタやキャノンの一眼レフレックスカメラに装着することのできる交換レンズを製造し販売する被告の行為に対して、原告が間接侵害に該当すると主張して差止および損害賠償を請求
- ・ 被告は、被告製造の交換レンズは、特許製品ばかりではなく、非特許製品である他の方式のミルタやキャノンの一眼レフレックスカメラにも装着することができることから、「にのみ」の要件を満足しないと主張
- ・ これに対して、原告は、被告製品を非特許製品へ装着すると被告製品中、プリセット絞レバー等の部分が使用されることなく遊んでしまうことから、非特許製品への装着は「にのみ」の要件を否定する他の用途には当たらないと反論

判決 当該他の用途が現に市販され用いられているという場合には、被告製品を他の用途に用いると機能的に使用されることなく遊んでしまう部分が出るとしても、「にのみ」の要件は否定され、間接侵害が成立しなくなることに変わりはない

<疑問>

- ・ 問題となっている部品（交換レンズ）のうち、クレームに関係あるのはプリセット絞りレバーの部分
- ・ 「他の用途」ではプリセット絞レバーは機能していない（あってもなくても同じ）
- ・ プリセット絞レバーにとっては、「他の用途」とはいえないのではないか？

しかし、かりに侵害を認めるとすると・・・

- ・ 損害賠償請求に関しては・・・

販売が部品単位でなされている以上、非侵害用途に向けられた分は賠償金から控除すべき。非特許製品に関わるものについてまで侵害の責任を問うべきではない

- ・ 差止請求に関しては・・・

差止対象の特定の仕方が難しい。

- ・ 非侵害用途に向けられる部品まで差し止めるわけにはいかない。
 - ・ かといって「侵害用途に向けられる分だけ差止」たとしても尻抜けが可能
- 現在では、§ 101 の問題として処理される。

多機能型製品についての間接侵害（§101）

間接侵害事件の多く 「にのみ」を満たさず請求棄却

しかし・・・

- ・他の用途があったとしても、特許侵害用途に供されているという事実は動かない
- ・特許侵害用途だけでも禁止すべき
- ・多機能型製品（ex. カメラ付携帯電話）が増えてきている現実

「発明の課題解決に不可欠」 + 「その発明に用いられること」を「知りながら」部品等を生産等する行為を間接侵害に含めた（2002年改正法）

しかし・・・

差止請求は侵害者の主観を問題としない 「知りながら」の要件の意義は??

4) 侵害行為の特定・立証

原則：侵害行為の特定・立証は、特許権者が負担

しかし・・・方法の発明などでは、被告の工場内での使用方法の特定・立証が困難
そこで・・・

生産方法の推定（§104）

出願前に国内で公知でない物を生産する方法の発明に関する特許

同一の物は、特許方法により生産したものと推定

化学物質特許導入前に、化学物質の製法特許の実効性を高めるという色彩強し

積極的否認義務（§104の2；1999年改正、cf. 民訴規則79）

被告が特許権者の主張する侵害物件や方法の具体的態様を否認するとき

被告は自己の具体的態様を明らかにしなければならない

ただし、正当な理由がある場合にはこの限りではない = 営業秘密との関係
違反した場合の効果は不明確。自由心証の枠内で裁判官の心証に影響？

文書提出義務（§105；1999年改正）

- ・侵害行為について立証するための必要な文書の提出を義務づけ
- ・ただし、正当な理由がある場合にはこの限りではない = 営業秘密との関係

民訴法220条 ... 一般的に文書の提出義務がある 民訴法との違いがあるはず

- ・営業秘密が記載されている場合、民訴220 口、197 では文書提出義務が免除

特許法105 では、侵害の存在の心証の度合いが強ければ、営業秘密であっても文書の提出を命じうると解すべき（104条の2でも同じ）

さらに・・・

秘密保持命令（§105の4～§105の7）規定の新設（2004年改正）

- ・従来のイカサマ手続き（特許105、cf 民訴223）に加えて、秘密保持義務（罰則§200の2）を課した上で反対当事者に意見聴取（新105；2004年改正）の機会
- ・それ以外の場合（ex. 特許権者が自己の内部文書を証拠として使用する場合）にも利用可

2 特許権侵害の主張に対する防御方法

1) 技術的範囲を減縮する抗弁

包袋禁反言（審査経過禁反言、出願経過禁反言とも）

特許の出願過程では・・・審査官から拒絶理由（§50）が出されることが多い。
出願人は、公知技術との差異を審査官に説明するため、意見書を提出することが普通。その意見書で、クレームの文言を狭く解釈するのだと主張し（限定的主張）、公知技術を回避しようとすることがある。

ex. 「バネ」とクレームにあったときに、「バネといっても、技術的には板バネしかあり得ない」と意見書で主張する場合

ところが、・・・いったん特許の登録が認められて侵害訴訟の段階になると・・・
前言を翻し、クレームの文言を広く解釈することを主張することがある

ex. 「バネと記載がある以上、コイルバネも含まれる」との主張

そこで・・・

イ号を実施している被告が反論として、出願過程ではイ号がクレームに含まれないようなことを言っていた特許権者が、侵害訴訟で翻って、イ号が特許権の保護範囲に含まれると主張することは、包袋禁反言として許されないと主張することがある

これは、権利を付与する機関（特許庁）と侵害判断をする機関（裁判所）が分かれていることが原因

禁反言否定説の論拠

- ・クレームに基づいて権利範囲を解釈する原則（§70）がある以上、クレームに反映されていない出願人の言動に基づいて縮小解釈することはおかしい。
- ・第三者は出願人や審査官の意図を知り得ない。

しかし・・・

- ・クレームの文言の縮小解釈を主張して拒絶理由を回避しておきながら、侵害訴訟の場面で文言どおりの範囲にまで権利を主張することを許せば、何のために公知技術との関係や明細書との関係を審査し、拒絶理由通知を打ったのかわからなくなる
- ・拒絶理由通知に不服がある出願人には、拒絶査定不服審判（§121）、出願分割（§44）等を通じて徹底抗戦する制度が用意されている。

[結論]

包袋禁反言とは、特許庁と裁判所という、判断機関が分かれている特許制度の欠点を調整する法理であると位置づけるべき

そうだとすれば・・・

包袋禁反言が認められるべきは、手続きの経過に鑑みて、出願人の主張や補正により問題となる部分の審査が行われなくなったことが明らかな場合ということになる

- ・明白性の要件の趣旨 = 当該部分が特許の保護範囲に含まれないという解釈が採用されることに対して出願人が争う機会を奪ってはならないので

ex1) 文言の縮小解釈を主張して特許を受けた場合に、その文言の解釈が争いのポイントになった場合。

ex2) 拒絶理由に対応してクレームを減縮補正した場合に、その減縮した部分が争いのポイントになった場合。（主として均等論第5の要件として）

公知技術の抗弁と当然無効の抗弁

かつては、特許権の無効はいきなり裁判所で主張することはできず、特許庁に無効審判を請求し、そこで無効としてもらわない限り、有効に存続すると解されていた。

- ・本来無効とされるべき特許権に基づいて侵害訴訟が提起された場合、被告はその訴訟においては特許権の無効を主張しえないという問題が起こる
- ・被告は別途、無効審判を請求することとなるが、無効確定が侵害訴訟の判決に間に合わない可能性あり（ダブルトラック問題） cf. § 168 中止制度

無効理由を内包している特許権に基づいて特許侵害が認められてしまうのか？

従前の裁判例

[公知技術除外説]

クレームが公知技術を含んでいる場合（一部公知）、その部分を除外した権利範囲を確定し、イ号が公知技術を実施している場合には非侵害とする

しかし、全部公知の場合はクレームが無になってしまうので、処理に困る

[実施例限定解釈]

クレームが全部公知の場合には、明細書内の実施例にピンポイントで権利範囲を限定し、そのうえで、実施例と異なるイ号物件は権利の範囲外であると解釈する

しかし、実施例とイ号に差異が認められない場合の処理に困る

権利濫用論の登場

全部公知等の場合、特許権の濫用であるとして権利行使を認めない

【裁判例】最判平成12.4.11 民集54巻4号1368頁 [半導体装置]

無効理由のあることが明らかで、無効審判が請求された場合には無効とされることが確実に予見できる特許に基づく権利行使は、権利の濫用として許されないと判示

2004年法改正により、立法化

「特許が無効審判により無効にされるべきものと認められるときは、権利を行使することができない」（§ 104の3）

問題は・・・

無効審判制度が存置されていることとの制度的整合性

無効審判制度の趣旨

- ・技術的な問題については、いきなり裁判所に判断させると安定性に欠けるため、一度は技術専門家の立場から判断をさせる（スクリーニング）
- ・各地の裁判所でそれぞれ判断させると判断にブレが生じるため、特許の有効性を争うルートを審判 審決取消訴訟に一本化した（ただし、知財高裁）

<<どう考えるか>>

ex. イオン歯ブラシ事件を題材にとると・・・

- ・イオン歯ブラシ自体は公知
- ・ブラシヘッド部と柄部を着脱自在とする技術も公知
- ・原告の特許発明 = ブラシヘッド部を柄から脱着可能とし唾液を浸して導電可能とする液路を設けて、唾液がブラシを濡らすとそれだけで電子が流れるように構成

<被告が抗弁するとすれば・・・>

- a) 原告の特許発明は二つの公知技術を組み合わせたうえ液路を設けたに過ぎないから、進歩性を欠き無効である
- b) イ号物件は液路の代わりに開口孔を設けた点が相違するだけのイオン歯ブラシであって、公知の技術の組合せに孔を設けたに過ぎず、公知技術と同視できるから特許権侵害とはならない

a) について

- ・ 本件の特許発明で公知技術を組み合わせたうえで、液路を設けたということが進歩性を欠くか否かということ、個別の侵害訴訟で判断させるべきではない
なぜか？

特許法の制度枠組み

- ・ 「特許請求の範囲」という制度を採用し、クレームが特許要件を満たすものであるか否かについて厳格な審査を行ったうえで特許権を付与し（審査主義）、
- ・ 特許権付与後も、クレームが特許要件を満たすものであるか否かに関して判断するための制度である無効審判を用意し（無効審判制度）、
- ・ いずれについても、最終的には東京高裁の特別支部である知的財産高裁を一審の専属管轄とする審決取消訴訟により判断を決する制度を設けている。
- ・ 専門機関を介在させるとともに、審級毎に1つの裁判所が判断すると制度設計することで、特許要件の判断の正確性、安定性を担保している。

したがって・・・

- ・ このような制度設計からは、クレームとイ号物件が同一（均等を含む）であれば特許侵害と扱うことを原則とすべきであり、それ以上の要件を吟味することにより、個別の侵害訴訟において侵害、非侵害の判断が分かれることは望ましくない
であれば・・・
- ・ 逆に言えば、クレームの全体が特許要件満たしていないことが明らかであれば、判断が分かれることもなく無効とされるべきであるから、かかる判断を個別の侵害訴訟でなしても、制度の趣旨に反することはない（結論 a）

b) について

イ号物件が・・・

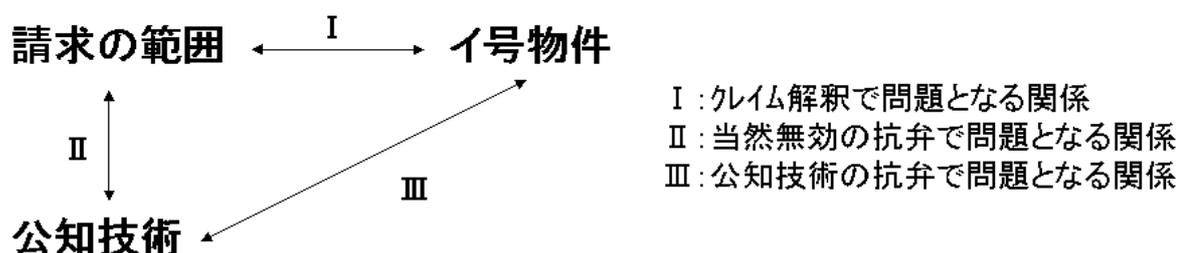
- ・ 公知技術を組み合わせ、それに若干の改造を施した物が、公知技術と同視できるかどうか？ということの判断は微妙

前記特許法の制度の趣旨に鑑みると・・・

- ・ 判断が分かれるような点について個別の侵害訴訟で判断できるとすることは制度趣旨に反することになる。

裏返せば・・・

- ・ 公知技術とイ号物件が全く同一である場合には、判断が分かれることもなくイ号物件に特許権の効力が及んではならないことが明らかであるから、かかる判断を個別の侵害訴訟でなしても、制度の趣旨に反することはない（結論 b）



a) 当然無効の抗弁

特許請求の範囲と公知技術が同一なことが明らかとなった場合

= 裁判所にとって特許権が特許要件 (ex新規性) を欠き無効であることは明白
裁判所によって判断が分かれ得ない場合は、当然無効を主張できると解される

b) 公知技術の抗弁

被告のイ号物件と公知技術が同一なことが明らかとされた場合

= 請求の範囲の内容にかかわらず、それとは関係なく特許権侵害を否定すべき

c) イ号物件と公知技術が異なる場合or特許請求の範囲と公知技術が異なる場合
この場合には a)、b) いずれの抗弁も認められない

現行104条の3の解釈上の論点

「無効審判により無効にされるべきもの」という要件は、キルビー最判の「明らか」要件を承継したものか？

〔設例1〕当然無効の抗弁がよく機能する例〔実施品がクレームの利用発明型の場合〕

Aの構成要件は a (ex. イオン歯ブラシ) = 公知技術

A'の構成要件は a + b (ex. ヘッドと柄が着脱自在のイオン歯ブラシ) = 進歩性欠如

A''の構成要件は a + b + c (ex. 液路がありヘッドと柄が着脱自在のイオン歯ブラシ)

	公知技術	クレーム	イ号物件		
ケース1	a	a	a	a + b	a + b + c
ケース2	a	a + b	a	a + b ¹⁾	a + b + c ²⁾
ケース3	a	a + b + c	a	a + b ³⁾	a + b + c ⁴⁾

当然無効の抗弁で侵害否定 (公知技術とクレームが同一)

公知技術の抗弁で侵害否定 (公知技術とイ号が同一。ただし下二例はクレーム解釈として非侵害)

〔設例2〕公知技術の抗弁がよく機能する例〔実施品がクレームの下位概念型の場合〕

X = x (ex. 塩酸と反応させる) = 公知技術

Y = y (ex. 硝酸と反応させる)

Z = [x + y] (ex. 酸と反応させる) = 新規性なし

	公知技術	クレーム	イ号物件	
ケース1	x	x	x	y
ケース2	x	[x + y] ¹⁾	x	y ²⁾
ケース3	x	y	x	y ³⁾

当然無効の抗弁で侵害否定 (公知技術とクレームが同一。ただしイ号が y の場合はクレーム解釈として非侵害)

公知技術の抗弁で侵害否定 (公知技術とイ号が同一。ただしクレームが y の場合はクレーム解釈として非侵害)

2) 特許権の効力が及ばない物に関する抗弁

用尽理論（消尽理論とも）

条文上、特許発明の譲渡は、転々譲渡のたびに侵害となる（§68、2）

特許権者自身、または実施許諾を受けた者が販売した物については、以後の譲渡・使用を自由とするのが用尽理論

逐一特許権者の許諾が必要とすれば流通を阻害すること甚だしい。

特許権者には、対価回収の機会を1回与えれば十分。

3) 自己の実施態様を理由とする抗弁

先使用の抗弁（§79）

特許権者とは別個独立に発明をなした者自らか、その者から発明を知らされた者が、発明の実施をなしている場合にまで、その実施を差止められるというのでは・・・

たとえ独自に発明をなした者であっても、常に差止のリスクを負担せねばならない。

実施の手控えが起こる（萎縮効果） cf. 著作権法

一方・・・

発明を出願し特許権を得ることは、公開を奨励する特許制度の大きな柱

しかし・・・

- ・発明行為そのものは産業の発達に貢献しない。
- ・発明は、実施されてこそ産業に寄与する。
- ・発明の実施の促進は、特許制度を支えるもうひとつの柱。

出願こそしていないが、実施を行っている者を過度に抑制すべきでない。

そこで79条は・・・

特許権者とは別個に発明をなした者（独自発明者）自身、もしくはその者から発明を知らされた者が発明を実施している場合には、特許権侵害とはならないと定めた

ただし・・・

（抗弁の対象となる）特許出願の際、現に発明の実施である事業をなしているか、またはその準備をなしていることを要する

出願より先に実施することを要件として、実施をしたい者には早期の実施を、先使用を主張されたくない出願人には早期の出願を促している。

特許権に対する抗弁を付与する以上、発明の公開という特許法の趣旨に沿った行動である特許権者の出願行為（特許権者）よりも先に、発明の実用化というもう一つの特許法の趣旨に沿う行動を採っていること（先使用者）を要求した

この要件があるために、結局、先使用者の事業の準備と、特許権者の出願のいずれが早いかということにより、先使用の抗弁の成否が決まる

事業の準備とは？

【裁判例】最判昭和61.10.3 民集40巻6号1068頁 [ウォーキングビーム炉]

「いまだ事業の実施の段階には至らないものの、即時実施の意図を有しており、かつ、その即時実施の意図が客観的に認識される態様、程度において表明されていることを意味する」

- ・大型プラントの事例で見積仕様書等が引合いの相手方に提出されたのみで受注に至らず、したがって具体的な製品ができあがっていない段階で

先使用权の成立を認めた

- ・ただし、受注生産品であって、相当高額なものであったから、見積仕様書等の作成自体に相当の費用がかかるものであったということに注意

なお、幾ら事業の準備をしても「発明」が完成されていなければダメ

特許を受け得る発明は完成された発明。特許権に抗弁ができる以上、特許権者のそれと同様に、発明が完成されていなければならない。

発明および事業の範囲とは？

出願より先に実施していた製品と同じ製品を製造等し続ける場合は問題なし。出願時より後に、先使用者が製品の実施態様を変更した場合に問題となる。

あらゆる変更を認めないのか？

【裁判例】前掲最判 [ウォーキングビーム炉]

特許出願前に見積設計を行っていたA製品と、現在、侵害の成否が問題となっているイ号製品とでは、いずれも本件特許発明の技術的範囲に属するものであり、その基本的構造を同じくするものであるが、ウォーキングビームを駆動する偏心軸の取付け構造等、4点において異なっていたという事件で、実施または準備をしていた発明の範囲内で実施形式を変更しうることを明らかにした

<<どう考えるか>>

当初の実施形式を堅持しなければ先使用を援用することができないのでは、製品の改良やモデルチェンジもままならず、結局実施がなされず先使用制度が骨抜きになる

過度の出願を防ごうとした先使用の制度の趣旨に鑑み、実施形式の変更は認めるべき

- ・クレームに記載のある要素以外の要素を変更する場合
(ex.クレーム「A + B + C」に対して、先使用「A + B + C」の場合)
「A + B + C」の要素に変更がない限り、他の要素(D)を付加しても可
- ・クレームに記載のある要素を変更する場合
(ex.クレーム「A + B + C」に対して、先使用「A + B + C 1」の場合)
出願時において、C 1と同等の要素C 2に変更する場合のみ可

試験、研究のための実施 (§ 69)

特許権の効力は試験または研究のためにする実施には及ばない

注) 「業としての実施」であっても効力は及ばない。

[積極的理由]

特許発明の技術的内容を確認する行為をも禁止してしまうと、発明を奨励しこれを公開・利用させることで技術の進歩を促そうとする特許法の趣旨に反する

[消極的理由]

試験研究そのものは、特許権者が排他的に利用しようとしていた市場の外で行われる行為であり、特許権の効力外としても、特許権者が市場を利用する機会を直接奪われるわけではない。試験それ自体は市場ではない。

「試験又は研究のため」とは具体的にどのような意味なのか？

cf. 染野啓子「試験・研究における特許発明の実施」AIPPI 33巻3号・4号

前記趣旨から、§69 に該当するのは・・・

- a) 特許発明の技術的效果を確認するための調査
- b) 特許の対象となっている技術が本当に特許付与に値するのか否か、新規性、進歩性等の要件を確認するために行われる調査
- c) 特許発明を迂回し特許権を侵害しないような技術を探索する行為であるとか、発明の改良を遂げ、より優れた技術を開発するために行われる調査

【裁判例】東京地判昭和62.7.10 無体集19巻2号 231頁 [除草剤]

農薬登録申請に必要な適性試験を公的機関に委託した行為が69条1項の試験、研究のための実施として特許権の効力が及ばないか否かが争点となった。判旨は、「農薬の販売に必要な農薬登録を得るための試験は、技術の進歩を目的とするものではないから、特許法69条にいう「試験又は研究」には当たらない」と判示して、特許権侵害を肯定した

ex) ・製品の売れ行きを試験するための試験販売

特許権者が投資を回収しようとしていた市場が奪われる = ×

・試験器具の特許発明で、その器具を用いて他の技術の試験研究を行う

その特許発明自体の試験ではない = ×

ただし、例外的にその器具（機器）でなければ試験が不可能な場合は、仮に特許権者が使用許諾を拒み差止を求めても、権利濫用として差止を認めない（対価は払わせるべき 損害賠償のみ認める）

4) 存続期間

特許権の存続期間 = 出願後20年（§67）

特許法の目的 = 発明の奨励とその利用の促進

- ・必要なインセンティブを形成するに足りる期間、特許権の保護を享受させれば足りる
- ・過度に長期の保護を与えると、特許権が足枷となって産業の発展を阻害する

一律に20年とした理由

特許された発明毎とか分野毎に逐一、存続期間を決めていくという方策は、判断のためのコストや政治的な決定に至る迄のコストが嵩むから

もっとも・・・

特許料（年金）は存続期間が長期化するにつれてに高額化（§107）

割に合わないと思料した特許権者が自発的に特許権の存続を諦めるよう促す

実用新案権・意匠権・著作権との存続期間の相違

- ・ 実用新案；出願後10年（実用新案法§15；2004年改正） = 短い
進歩性の要件が緩い（実用新案法§3）
特許発明に比して相対的に投資の必要性が薄い

- ・ 意匠；登録後20年（意匠法§21） = 実質的に特許より長い

製品のデザインに関する権利

反面、特許発明に比して積み重ねの要素が薄いので弊害が少ない

- ・ 著作権 著作者死後50年(原則)(著作権法§51)
公表後50年(団体名義の著作物など)(著作権法§53)
- = かなり長い
- 文化の世界を規律
 - ・ 特許発明に比して積み重ねの要素が薄いので弊害が少ない
 - ・ 早晚、発明される技術と異なり、著作者がいなければ現れなかったものがあり、長期の独占が正当視される要素がある

もっとも・・・

プログラムやデータベースなど、技術集約型の著作物については長期の保護期間の弊害が問われている

存続期間の延長登録(§67)

特許発明が農薬や医薬品に関わる場合には、その製造に許可制が敷かれているために、かなりの実験や審査を要し、長期間、特許発明を実施することができない場合があるが、これが長期に渡る場合には、特許権の存続期間が目減りする

そこで・・・

特許法は、許可制により特許発明の実施をすることができなかつた期間は、5年を限度として、延長登録の出願により、存続期間を延長しうることとした(§67)

存続期間経過後の製造・販売等を目的とした実施(ロケットスタート問題)

cf. 田村善之「特許権の存続期間と特許法69条1項の試験・研究」NBL634・636号

存続期間経過直後からただちに製造・販売を行うことを目的として、予め厚生大臣の承認を受けるための試験を行うことが許されるか

この場合には69条の試験、研究に該当するのだと理解する判決

【裁判例】最判平成11.4.16 民集53巻4号627頁 [フォイバン錠]

<<どう考えるか>>

文献の中には、後発品の承認を可能とし、存続期間が切れた後、速やかに後発品の市場への参入を許す方が、競争を促すことになるから望ましいと説くものがある

しかし

新規の医薬品の開発を促すためには、特許権者の利益にも配慮する必要がある

その線引きを何処に求めるのかということは解釈者の判断ではなく、法が決める仕事

・ 特許法の構造

製造と販売は、それぞれ区別することなく実施と定義して禁止権に服させている

存続期間経過後に販売する目的で製造しても侵害は侵害

20年以前であればすべて侵害、後であればすべて非侵害という割り切り策したがって・・・

- ・ 承認のための試験も特許の製造、使用に当たる以上、侵害のはずではないか?
- ・ 特に存続期間経過後の製造・販売を目的としているということで69条を緩和して解釈する理由はない。

・ 最判の射程 承認のための試験に限る。

ex. 存続期間満了後の販売目的のための製造...射程外

5) 無効審判 (§123)

特許庁で行われる。 3 or 5 人の審判官の合議体 (§136) 理由 (§123)
審決の種類 = 無効審判請求不成立審決 (特許維持審決)
無効審決 確定すると・・・特許権は遡及的に消滅 (§125)
対世効

審決に不服ある場合 審決取消訴訟へ

特許無効審判の被請求人

審判請求の相手方 = 特許権者 (§132 類推?)
拒絶査定不服審判 (§121) では、相手方を観念しない (対特許庁手続き)
無効審判 = 当事者系 (対審構造)
拒絶査定不服審判 = 査定系 (訂正審判 (§126) も)

請求人適格

かつては・・・

【裁判例】東京高判昭和45.2.25無体集2巻1号44頁 [塩化ビニル樹脂配合用安定剤]
「特許無効の審判を請求しうる者は、当該審判請求について法律上正当な利益を有することを必要とする」
利害関係が必要。もっとも、特許権は排他権のため、現実の被疑侵害者のみならず、実施予定者やライセンシー、競業者も利害関係ありと解されていた。

2003年改正 新 §123、

原則：「何人も」

例外：冒認出願、共同出願違反 利害関係人のみ

特許異議申立制度 (旧 §113~ §120の6) の廃止に伴い、「何人」も請求できた特許異議申立と無効審判を統合する必要から、請求人適格が明定された。

「利害関係人」は冒認された真の出願人に限られるか？

真の出願人に限るとの説 (立法者の立場?)

新規性等の実体的要件は満たしている。権利の帰属先のみが問題ならば、当事者間で争わせれば十分。無効審判を以て、真の権利者へ譲渡されることを期待?
(冒認を理由とする権利返還請求を否定する前提 = 準事務管理規定なし)

【裁判例】東京地判平成14・7・17判時1799号155頁 [ブラジャー]

反対説：冒認出願をどう考えるか？

・仮に審査段階で冒認とわかった場合 49条7号違反で拒絶。さらに、冒認出願には先願の地位がない (§39、§29の2括弧書きも参照)。
一方・・・

真の権利者は、冒認出願が出願公開される前に独自に出願するか、公開された後でも30条の適用を受けて出願すれば特許権を取得可 (§30；意に反する公知)。

特許法の前提：発明 + 公開 (出願) を権利付与の要件とする。

真の発明者といえど、出願していない以上、法律的に守られるべき地位はない。

すなわち・・・

冒認出願が拒絶されるべきなのは、当事者間の問題ではなく制度上の要請

§123 の「利害関係人」を真の権利者に限定すべき理由はない。競業者まで含むと解すべきではないか？

審決取消訴訟（§178）

審決で敗れた者は、勝った当事者を相手取って（§179）審決取消訴訟を提起できる

- ・東京高裁の専属管轄 §178 + 知的財産高裁
- ・出訴期間 原則30日 §178 徒過すると審決が確定

無効審判で判断されなかった事由（新証拠）を審決取消訴訟で主張することができるのか？

無制限に許容する場合には、無効審判前置主義（§178）の趣旨が没却される

審判前置主義の趣旨とは？

技術的事項について特許庁の判断を一回受けさせることにより
対世効をもつ無効審決の成否について正確な判断を可能とする
裁判所の負担軽減を図る

【裁判例】最判昭和51.3.10 民集30巻2号79頁 [メリヤス編機]

審決取消訴訟においては、審決で審理判断されていない公知事実をもとにして刊行物記載あるいは容易推考性を主張、立証することは許されない

【裁判例】最判昭和55.1.24 民集34巻1号80頁 [食品包装容器]

審判で主張されていた無効理由の範囲内であれば、新主張も可
ex. 容易推考性を示すための当業者の技術水準を示すような補強的証拠

もっとも、審判前置主義の趣旨を全うするためには、新事由の主張を認めて事件を審判手続きに差し戻すという方策も考え得る・・・

しかし・・・

1998年改正 §131

無効審判手続内で、新たな無効理由を追加的に主張することが許されなくなった
ただし、職権審査・職権探知（§153）との関係で、若干緩和する方向へ法改正（§131の2；2003年改正）

3 特許権侵害の効果

1) 概観

- ・過去の侵害行為による被害の回復
損害賠償請求（民法709条） 侵害者に故意または過失のあることが必要
過失の推定（特許法103条）、損害額の算定等の特則あり
不当利得返還請求（民法703条） 侵害者の故意または過失を必要としない
類型論でいえば侵害利得の類型、返還額は実施行為に対する相当な対価額
刑事罰（特許法196）（過去の侵害行為に対する非難）法人重課 §201
- ・現在および将来の侵害行為の停止・抑止
差止請求（§100） - 侵害製品の廃棄などの措置（§100）
侵害製品を製造する機械の廃棄などの措置（100）
間接強制（民事執行法172）

2) 差止請求（§100）

- ・差止請求認容判決が確定した後で、敗訴被告が実施していた製品を若干変更することで差止判決を潜脱しようとするものに対して、どの程度まで執行手続きで対応できるか？

ex) 「東鯧」の名前を使用してはならない、という主文の差止請求認容判決で、「みその東鯧」の商号の使用を差し止めることができるか？

差止主文を受けた被告は、それを見て回避態様を定めることができる 差止の尻抜けある程度抽象的な差止判決を認めて、間接強制で侵害の継続を抑止すべき

間接強制は執行官の処分ではなく、執行裁判所が関与（民事執行法172）ある程度の実体判断が許される？

3) 損害賠償請求

所有権と異なる知的財産権の特殊性

- ・ 知的財産権侵害行為はいたるところで行われうるのに対して、侵害に対して物理的な防御策を講じることが難しい

サンクションの実効性を考えれば、賠償額は高い方がよい ex. 3倍賠償

- ・ 損害の可視的な把握が困難
賠償額の算定に関する特則が必要
しかし・・・

知的財産権の保護範囲は不明確

サンクションが強すぎると、萎縮効果により保護範囲が事実上、拡大する
賠償額の適正な算定が必要

【設例1】特許権者不実施の場合

侵害者の製品の単価	10,000円	特許権者の製品の単価	なし
侵害期間中の売上数	3,000個	侵害期間中の売上数	なし
利益率	20%	利益率	なし
本件特許の実施料の実例		売上の5%	
当該業界の実施料の相場		売上の3%	

【設例2】特許権者が実施している場合

侵害者の製品の単価	10,000円	特許権者の製品の単価	12,000円
侵害期間中の売上数	3,000個	侵害期間中の売上数	5,000個
利益率	20%	利益率	25%
本件特許の実施料の実例		売上の5%	
当該業界の実施料の相場		売上の3%	

逸失利益の推定 §102（1998年改正で新設） 因果関係の証明負担の緩和
特許権者の製造能力の限度で・・・

侵害製品の売上数量（3,000個）に、特許権者の製品の単位当たり利益（12,000円 × 25%）を乗じた額（900万円）を損害額と推定

そこから、実損額に減額する作業は侵害者の責任に

市場における製品の代替可能性等、特許権者からも侵害者からも等距離の事情について侵害者にその主張、立証の責任を負担させることで侵害のサクションとする

「侵害の行為がなければ販売することができた物」
少しでも代替可能性があればこれに該当すると解すべき（但書きとの振り分け）
ex. 一部に特許を実施している製品、非特許製品

「単位数量当たりの利益の額」

原材料費、運送費、販売管理費、人件費、宣伝広告費等の費用をどこまで控除しうるのか？ 純利益説 vs 粗利益説 ???

特許権者側が投入済みの費目は控除されない = 限界利益説

(1項の利益は、特許権者側の事情のみに注目し、投入済み経費は差し引かない)
侵害製品分の数量の製造販売を達成するためには新たに費用を必要とする場合以外は控除不可 通例、粗利益に一致

但し書き

侵害者側が立証。侵害製品における特許部分の寄与度、他社の競合製品の存在など
ただし、明確に否定する裁判例 (ex. 東京地判平成14・3・19判時1803号78頁 [知
ットマシ]) もあり、議論になっている。

侵害者利益額の推定 (§102 ; 旧1項)

侵害者の利益額 (10,000円 × 3,000個 × 20% = 600万円) を損害額と推定

- ・ここでも、純利益説と粗利益説の対立があった 限界利益説
(侵害者側が投入済みの費目であっても、特許権者が相当する費目を現実に投入していれば控除しない)
- ・現在では、より立証の容易な1項が使われる傾向がある。

1959年全面改正の際の妥協の産物

準事務管理とは違う! (侵害者の悪意は不要)

しかし、あくまでも推定規定とされたので・・・

【裁判例】 特許権者不実施の場合に推定が働かない

大阪地判昭和56.3.27 判工所2305の143 の63 [電子的監視装置] など

現在では、特許権者の実施を条件とした侵害者の利益吐き出し規定になりつつある。
(侵害者にとって侵害に要した費用を控除する「侵害者側の限界利益」説)

相当な対価額 (§102)

不実施の場合も認容される

市場を利用する機会を奪われたことに対する規範的な損害

もっとも、従前の裁判例では・・・

ライセンス契約におけるライセンス料額とほぼ同額 ex. 売上ベースに3～5%

これでは、適法に許諾を得た場合と変わらない

訴訟提起されない可能性を考えると侵害した方が得 (特に不実施特許の場合)

しかし、将来の実施行為による利益を見込んで契約するライセンス契約と異なり、侵害訴訟の場面では、過去の実施行為 (= 侵害行為) を振り返って相当な対価を算定

実際の利益 = 侵害者利益額を基準に算定することができる

近年では、発明の内容や弁論の全趣旨を参酌しつつ柔軟に賠償額を決定

相当な賠償額の算定 (§105の3)

民訴248条の特則?

他の規定の意義を失わせないためには、他の規定が使える場合にはそれで行くべき

ex. 102条の推定規定 or 105条の計算書類提出命令 + 民訴224条3項

105条の3には伝家の宝刀としての意味合い

特許権の経済的利用

1 総説

発明の実施行為は誰でも何処でも物理的にできる（所有権の対象の有体物と異なる）

しかし

特許法により一定の実施行為が特許権という排他権に服するとされているため、発明を実施しようとする者は特許権者の許諾を得ないと実施することができない

このような制度の下で

特許権者は発明の実施への市場の需要をどう利用するか排他的に決定可能となる

市場の需要を利用する機会を金銭に換金

自己実施により需要を満足せしめる

他人に対価と引換えに特許発明の実施を許諾（実施権の付与 = ライセンス）

他人に対価と引換えに特許権を譲渡する 登録制度 § 98 効力要件

2 従業者発明

発明者主義の原則（自然人のみが発明者たりうる）、法人発明の否定

現代の経済社会の発明 質、量ともに組織内でなされることが多い

したがって、現代において発明を奨励するためには・・・

発明者に対して発明活動のインセンティブを付与するだけでなく、発明者が帰属する組織に対しても発明に対する投資へのインセンティブを与える必要がある

法定の通常実施権（§ 35）

職務発明については、その使用者（企業）以外の者（ex. 発明者たる従業者）が特許を受けた場合でも、無償・全範囲で実施ができる

使用者の最低限のインセンティブ確保

しかし・・・

通常実施権では排他的実施もできずライセンスもできない。使用者のインセンティブとして十分ではない場合がほとんど。

勤務規則による事前承継（§ 35）

契約、労働協約の他、就業規則、その他の定めを一方的に置くことにより、特許を受ける権利や特許権を承継・取得することができる

従業員の個別の同意は不要。発明がなされる前に、包括的に定めを置くこと可。

【裁判例】東京高判平成13・5・22最高裁W P [ピックアップ装置2審]

「使用者等は、職務発明に係る特許権等の承継等に関しては、同項の、『勤務規則その他の定』により、一方向的に定めることができる」

ただし・・・特許権の帰属に関する問題を組織（使用者）と発明者（従業者）の私的自治に委ねておく場合には・・・

両者の力関係から、一方向的に使用者に有利に取決めがなされるおそれがあり、かえって発明者の発明意欲を削ぐことにもなりかねない

非職務発明について、事前承継の禁止（§ 35）

ex) 化粧品メーカーの技術者が、趣味の釣り好きが高じて釣竿の発明をした場合もちろん、事後承継は禁止されない 契約自由の原則に従う

相当の対価の支払い（§ 35、 、 ）

職務発明を承継した使用者は、従業者に相当の対価を支払わなければならない
2004年改正により、新4項が追加され、旧4項は修正のうえ5項へ移動

【裁判例】 最判平成15・4・22最高裁W P [ピックアップ装置上告審]

「勤務規則等により...使用者等に承継させた従業者等は、当該勤務規則等に、使用者等が従業者等に対して支払うべき対価に関する条項がある場合においても、これによる対価の額が同条4項の規定に従って定められる対価の額に満たないときは、同条3項の規定に基づき、その不足する額に相当する対価の支払を求めることができる」

権利承継については使用者が一方的に定めることができる。しかし対価の額までそうすると、使用者は近視眼的に対価を十分に払わないおそれがある。発明者のインセンティブが不足しないように、政策的に§35 を定め、発明者を保護した。

2004年改正新4項では、対価の基準を定める際に、使用者と従業者との協議の状況などを考慮し、不合理でない場合には当事者の合意を尊重することを明記

従業者対価額の算定

排他的利益（超過利益）を使用者と従業者で分配（5項）

東京高裁平成17・1・11判時1879号141頁 [青色発光ダイオード和解勧告書]

インセンティブ論に基づき使用者と従業者双方のインセンティブを効果的に高めるように配分すべき

3 実施許諾

- ・ 通常実施権（特許権を行使されないという債権） § 78 登録制度 § 99 対抗要件
- ・ 専用実施権（他人の実施を差止めうる物権） § 77 登録制度 § 98 効力要件

専用実施権 設定の範囲では、特許権者も実施ができない（§68但書）。

- ・ 実務上、専用実施権が設定されることは稀
- ・ 実施権者に独占的に実施させる場合には、独占的通常実施権を許諾することが通常
- ・ 専用実施権を設定することにつき合意があったが、登録前の状態
 独占的通常実施権が許諾されていると解すべき

通常実施権の法的性格 特許権の不行使契約

独占的通常実施権 = 他者に通常実施権を設定しないという特約付の通常実施権

実施権者の差止請求権

専用実施権者は特許権者と同様に差止請求ができる（§100）

独占的 / 非独占的通常実施権者は？

通常実施権者は、特許権侵害者に対して、独自に差止や損害賠償を請求できるか？

大阪地判昭和59.4.26 無体集16巻1号 271頁 [架構材の取付金具1審] は否定

非独占的通常実施権を付与しても、特許権者は、その者以外の者に対して通常実施権を付与することを契約上、禁止されたわけではない

したがって・・・

第三者が特許発明を無断で実施したとしても、非独占的通常実施権者には、経済的な

利害関係はともかくとして、侵害されるべき法的な利益は何もない

非独占的通常実施権者は自ら実施できさえすればその債権は満足され、それ以上に特許権者に対して無断実施者を差止めることを要求する債権を有しているわけではないから、被保全債権を欠くので債権者代位も不可

独占的通常実施権者は、独自に差止を請求できるか？

独占的通常実施権

= 特許権者に対して独占的に特許発明を実施させるよう請求する債権

この債権を被保全債権として債権者代位権を行使して（民法 § 423）、特許権者に代わって差止請求権を行使することができる

もっとも・・・

特許権者から許諾を受けて特許発明を実施している第三者に対する権利行使 ×
第三者は特許権者に対する抗弁（特許権不行使義務の履行）を対抗できる

固有の差止請求権の難点

- ・ 第三者の不測の不利益（独占的であるという公示を欠くから）を防ぐという意味で、債権者代位構成が優れている
- ・ 特許権の移転や専用実施権の設定により、いつ覆ってもおかしくない権利でしかなく、将来の侵害行為の抑止である固有の差止請求を認めるには不十分

もっとも、特許権者に侵害排除義務がある場合にのみ、代位構成を認める説もある

独占的通常実施権者は、独自に損害賠償を請求できるか？

債権者代位構成による難点

- ・ 特許権者に侵害排除義務があったとしても、せいぜい適切な時期に侵害を止める義務を負うに過ぎず、独占的通常実施権者が権利行使が遅れたと評価しうる分に関してのみ、債務不履行による損害賠償を特許権者に請求しうるに過ぎない
- ・ そもそも、特許権者に侵害排除義務がない場合がある
被保全債権に不足

固有の損害賠償請求 認めるべき

- ・ 差止請求と異なり、過去の侵害行為に対する救済であり、法的に保護すべき利益（独占性）が過去に存在した以上、その救済を認めるべき
- ・ 独占的通常実施権そのものは公示を欠く権利ではあるが、侵害者は特許権侵害である以上、誰かから請求されることは覚悟すべきではないか
二重払い（ex. 3項の損害賠償）の危険に関しては、民法 § 478を活用
独占的通常実施権に対する認識も不要
特許権侵害について過失あれば独占的通常実施権者からの損害賠償請求も可能
さらに・・・
特許権者から実施許諾を受けた者（特許権侵害について過失なし）= 債権侵害

4 排他権の相対化

1) 概観

排他権の行使により、かえって特許法の趣旨が害される場合 排他権を相対化する

2) 裁定許諾

特許庁長官ないし経済産業大臣の裁定で、強制的に通常実施権を設定する制度
利用関係 = 特許を実施する場合に他人の特許を実施しなければならない場合 § 92
不実施 = 特許権者が特許発明を3年以上、実施しない場合 § 83
公益 = 公共の利益のために特に必要である場合 § 93 (これのみ経済産業大臣)

3) 独占禁止法

特許権の行使が市場の独占をもたらす場合の扱い

ex. ロック・インや、標準化の場合のライセンス拒絶、抱き合わせ

従来の考え方 独禁法21条の適用除外に反映

特許権は「独占」を認める権利 「独占」を禁止する独占禁止法とは根本的に矛盾
しかし・・・

発明の実施の独占を認めること(特許法)即、市場の独占の容認を意味しない

特許法は、一定期間、排他権を与えることで先行投資を回収させる制度。投資回収
の手段として市場を利用している。であるなら、特許権を行使することで自由市
場が機能しなくなる状態を引き起こしてはならない。

“特許法は「技術の独占」を認めるが、「市場の独占」は独禁法が許さない”

特許法 発明の奨励とその公開を促すことにより産業の発展を図る

独禁法 競争の活性化により産業の発展を期する

特許法と独占禁止法はいわば車の両輪と評価すべきであり、価値観の矛盾はない

ではなぜ互いに別の法律を立てたか？

特許法と独占禁止法の役割分担ではなくて・・・特許庁と公取委の役割分担の方が重要
特許庁による事前審査で市場の動向を斟酌するのは困難

・市場は刻々と変化

・特許庁の体制は技術的な審査を行うのに長けているのみ

・発明の実施態様はさまざまであり、すべての特許製品が市場を独占するとは限
らない。それらを事前に区別することも不可能

もっとも・・・

技術的に広範であり産業の発展を阻害することが明らかであれば、特許庁で事前に
特許付与を否定すべき場合も。

ex. ビジネスモデル特許

cf. 自然法則の要件 産業上の利用可能性の要件

・事後審査としての裁定許諾(93条)に加えて、公取委の規制を併存させるべき

公取委は独禁法の運用に長けている

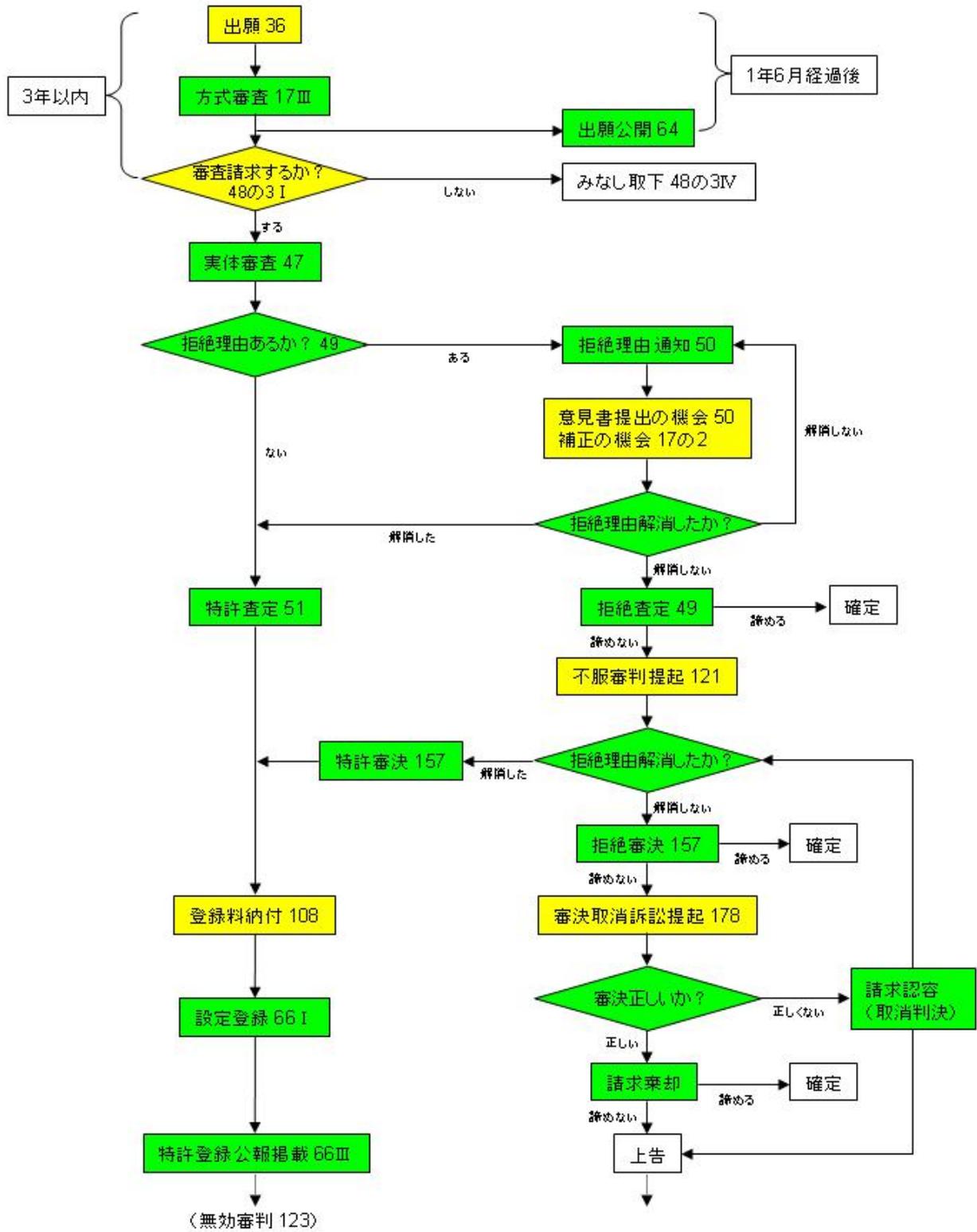
結論) 特許権の行使だからといって独禁法の規制が及ばない神聖領域とすべきでない
特許権の行使が独禁法に違反する場合には、権利濫用とみなすことで、21条を回避

侵害訴訟等で独禁法の趣旨を活用できるか？

特許権の行使が独禁法の趣旨に沿わないことが裁判所に明らかであれば差止請求を権
利濫用として否定して、損害賠償に止める等の取扱いをすべき

= 司法によるライセンス強制の実現

図：特許出願から付与までの流れ



(19) 日本国特許庁 (J P)

(12) 公開特許公報 (A)

(11) 特許出願公開番号
特開2000-316727
(P2000-316727A)

(43) 公開日 平成12年11月21日 (2000. 11. 21)

(51) Int.Cl. ⁷	識別記号	F I	テーマコード* (参考)
A 4 7 J 37/06	3 5 1	A 4 7 J 37/06	3 5 1 4 B 0 4 0

審査請求 未請求 請求項の数 4 O L (全 5 頁)

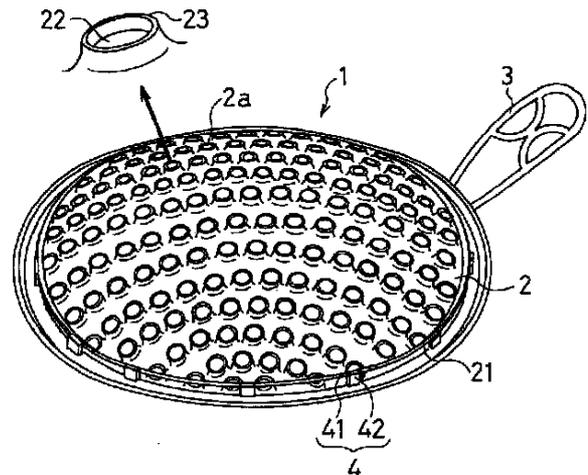
(21) 出願番号	特願平11-130341	(71) 出願人	599064270 小江 弘暢 福岡県福岡市南区野間4丁目4番34号
(22) 出願日	平成11年5月11日 (1999. 5. 11)	(72) 発明者	小江 弘暢 福岡県福岡市南区野間4丁目4番34号
		(74) 代理人	100099508 弁理士 加藤 久
		Fターム (参考)	4B040 AA02 AC03 AD01 AE13 CA16 EB01 EB03 EB04 EB20 ED02 GB02 NA02

(54) 【発明の名称】 調理具

(57) 【要約】

【課題】 肉や魚等の弾性に富む食材を焼いても張り付くことがなく、また煙の発生を防止した調理具を提供する。

【解決手段】 ジングスカン鍋 1 は、中央部が高く形成され周縁部に油溜部 2 1 が形成された鋼鉄製の鍋本体 2 に、周縁 2 3 を鍋本体 2 の表面 2 a 側へ隆起させたクレーター状の複数の支持孔 2 2 が均等に配置されたものである。これにより、クレーター状の支持孔 2 2 の周縁 2 3 に肉や魚等の食材が接触し支持されるようになるため、鍋本体 2 の表面に肉や魚等がその弾性によって接触して張り付くことが防止される。また、肉や魚等の油は支持孔 2 2 間を伝って鍋本体 2 の中央部から周縁部へと流れるため、炎の上に油が落ちることが防止され、煙が発生しにくくなる。



【特許請求の範囲】

【請求項1】 中央部が高く形成され周縁部に油溜部が形成された調理具本体に、周縁を隆起させたクレーター状の複数の支持孔が配置された調理具。

【請求項2】 前記複数の支持孔のうち最も近くにある支持孔同士の周縁間距離が、20mm以内である請求項1記載の調理具。

【請求項3】 前記複数の支持孔の調理具本体に対する占有率が、30～80%である請求項1または2記載の調理具。

【請求項4】 前記調理具本体の周縁部に、食材の滑り落ちを防止するストッパー部分が形成された請求項1から3のいずれかに記載の調理具。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】本発明は、肉や魚等の食材を焼いて調理するための調理具に関する。

【0002】

【従来の技術】肉や魚等の食材を焼いて調理する調理具として、例えば、実用新案登録第3056114号公報に記載のジンギスカン鍋がある。図5はこの従来のジンギスカン鍋の斜視図、図6は図5の一部拡大図である。

【0003】図5に示すように、実用新案登録第305614号公報記載のジンギスカン鍋101は、中央を適宜高くしてなる球面状の鍋本体102の周縁部に、油溜受部103を形設すると共に、鍋本体102の中心より外側に向かって放射状に形成した断面山形状の調理物載置部104を設け、調理物載置部104の頂部に長孔104aを穿設し、調理物載置部104間の油排出溝105を外側に向かう程、深く形成してなることを特徴とし、さらに長孔104aの周縁部に適宜突出した立片を周設してある。

【0004】このような構成のジンギスカン鍋101は、ガスコンロや炭火等の上に置き、調理物載置部104の上に肉や魚等を置いて調理する。このとき、肉や魚等を調理物載置部104の上に置いても立片により長孔104a内に油が流入することはほとんどなく、よってガスコンロを汚したり、煙が発生することもほとんどない。

【0005】

【発明が解決しようとする課題】しかしながら、図6に示すように、鍋本体102の中心より外側に向かって放射状に形成した断面山形状の調理物載置部104の上に肉片M等の弾性に富むものを載せた場合、肉片M等はその自重によって調理物載置部104間の油排出溝105の形状に合わせて変形し、肉片M等が油排出溝105を形成する面に張り付いてしまうことが考えられ、張り付いた肉片M等を箸で掴んで取りにくくなる。

【0006】そこで、本発明においては、肉や魚等の弾性に富む食材を焼いても張り付くことがなく、また煙の

発生を防止した調理具を提供する。

【0007】

【課題を解決するための手段】本発明の調理具は、中央部が高く形成され周縁部に油溜部が形成された調理具本体に、周縁を隆起させたクレーター状の複数の支持孔が均等に配置されたものである。これにより、隆起させたクレーター状の支持孔の周縁に肉や魚等の食材が接触し支持されるようになるため、調理具本体の表面に肉や魚等がその弾性によって接触して張り付くことが防止される。また、肉や魚等の油は支持孔間を伝って調理具本体の中央部から周縁部へと流れるため、炎の上に油が落ちることが防止され、煙が発生しにくくなる。

【0008】クレーター状の複数の支持孔は、多角形状や円形状等の様々な形状とすることができるが、支持孔間を油がスムーズに流れるようになめらかな形状、特に円形状とするのが望ましい。また、支持孔は長孔形状や複数の長孔等が複雑に交差するような形状であってもよいが、その場合を含めて、複数の支持孔のうち最も近くにある支持孔同士の周縁間距離は、20mm以内、より好ましくは15mm以内、さらに好ましくは10mm以内とするのがよい。

【0009】最も近くにある支持孔同士の周縁間距離が20mm以内であれば、肉や魚等を焼いたときに調理具本体の表面にこれらが接触する面積が少なく、ほとんど張り付くことがない。周縁間距離が15mm以内であれば、比較的薄く、柔らかい肉や魚等であっても調理具本体の表面に張り付くことがなくなる。周縁間距離が10mm以内であれば、非常に薄い肉であっても、張り付きをほぼ完全に防止することができる。周縁間距離が20mm超である場合、肉や魚等の調理具本体表面との接触面積が大きくなってしまいうため、弾性に非常に富むものを焼いた場合、垂れて調理具本体に張り付きやすくなる。

【0010】また、複数の支持孔の調理具本体に対する占有率は、30～80%、より好ましくは40～60%とするのが望ましい。占有率を30～80%とすれば、この調理具の下方から炭によって加熱した場合に、支持孔を介して炭による遠赤外線効果が十分に得られるようになる。占有率を40～60%とすれば、遠赤外線による効果、支持孔からの肉や魚等の油の落下防止や火力等が最適なバランスとなるため最も望ましい状態となる。占有率が80%超の場合、支持孔からの肉や魚等の油の落下量が多くなり、煙が比較的発生しやすくなる。一方、30%未満の場合、肉や魚等の油は支持孔からより落ちにくくなるが、遠赤外線が伝わりにくくなってしまいう。

【0011】調理具本体の周縁部には、肉、魚や野菜等の食材の滑り落ちを防止するストッパー部分が形成されるのが望ましい。中央部が高く形成された本発明の調理具本体は、その調理具本体に均等に配置されたクレーター

状の複数の支持孔によっても食材の滑り落ちは防止されるが、調理具本体の周縁部の油溜部にさらにストッパー部を形成することによって、食材が油溜部に滑り落ちるのを完全に防止することが可能となる。

【0012】

【発明の実施の形態】図1は本発明の実施の形態におけるジンギスカン鍋の斜視図、図2は図1に示すジンギスカン鍋の使用状態を示す側面図、図3は図1に示すジンギスカン鍋の支持孔周辺の拡大断面図、図4は図1に示すジンギスカン鍋のストッパー部周辺の拡大断面図である。

【0013】本発明の実施の形態における調理具としてのジンギスカン鍋1は、中央部が高く形成され周縁部に油溜部21が形成された調理具本体としての鋼鉄製の鍋本体2と、ジンギスカン鍋1を把持するための同じく鋼鉄製の把持部3とを備えている。

【0014】図3を参照して、鍋本体2には、周縁23を鍋本体2の表面2a側へ隆起させたクレーター状の複数の支持孔22が均等に配置されている(図3参照)。支持孔22は鍋本体2の裏面2b側からポンチ(図示せず)にて約8mmφの略円状に打ち抜くことにより開口されたものであり、この打ち抜き時に表面2a側に発生する高さ1~2mm程度のバリがクレーター状の支持孔22の周縁23を形成する。

【0015】また、この支持孔22の鍋本体2に対する占有率は約50%とし、最も近くにある支持孔22同士の周縁23間距離は6~10mm程度としている。この最も近くにある支持孔22同士の周縁23間距離は、本実施形態におけるジンギスカン鍋1を使用して焼く主な食材の弾性の大小に合わせて、その支持孔22間の鍋本体2の表面に食材が垂れて接触しない程度としておけばよい。

【0016】図4を参照して、鍋本体2の周縁部に形成される油溜部21は、鍋本体2の周縁24から約20mm外側まで形成された溝部21aと、溝部21aの周縁から外側斜め上方へ約10mm突出させた堤部21bとによって構成される。

【0017】また、鍋本体2の周縁24には、肉、魚や野菜等の食材の滑り落ちを防止するストッパー部4が形成されている。ストッパー部4は、ストッパー本体としての針金41と、針金41を支持する複数の支柱42とによって構成される。針金41と鍋本体2の表面2aとの間の距離は約4mmとし、支柱42は鍋本体2の周縁24に沿って等間隔に配置されている。

【0018】以上の構成のジンギスカン鍋1は、図2に示すようにして使用する。ジンギスカン鍋1を七輪5等の上に載せ、木炭などの炭6によってその下方より加熱する。適度に熱せられたジンギスカン鍋1の鍋本体2上に肉片M等の食材を載せて焼くと、図3に示すように、肉片Mはクレーター状の支持孔22の周縁23に接触し

支持されるため、鍋本体2の表面2aに肉片Mがその弾性によって垂れても接触して張り付くことがない。このとき、肉片Mの油は支持孔22間を伝って鍋本体2の中央部から周縁部へと流れ、支柱42の間から油溜部21へと流れ込むため、炭6の上に肉片Mの油が落ちず、煙が発生しにくくなる。このように煙の発生を抑えることによって、室内でも肉、魚や野菜等の食材を炭火で焼いて手軽に楽しむことができる。

【0019】また、支持孔22の周縁23に支持された肉片Mは、この支持孔22の開口を介して炭6により直接加熱され、炭6による遠赤外線効果が得られる。遠赤外線を多く取り入れることにより食材の旨味が十分に引き出される。支持孔22の占有率を約50%とするとき、遠赤外線による効果、支持孔22からの肉片Mの油の落下防止や火力等が最適となる。

【0020】中央部が高く形成された鍋本体2に肉片Mを載せて焼く場合、鍋本体2に均等に配置されたクレーター状の複数の支持孔22によって肉片Mの滑り落ちはある程度防止されるが、野菜V等の比較的軽量の食材を鍋本体2の周縁24付近の傾斜がきつい部分に載せると油溜部21に落ちやすくなる。鍋本体2の周縁24に形成されたストッパー部4はこのような食材の滑り落ちを防止するものであり、図4に示すように、野菜V等の食材はストッパー部4の針金41に引っかかるため、油溜部21に滑り落ちることがない。

【0021】

【発明の効果】本発明により、以下の効果を奏することができる。

【0022】(1)周縁を隆起させたクレーター状の複数の支持孔が調理具本体に配置されることによって、クレーター状の支持孔の周縁に肉や魚等が接触し支持されるようになるため、調理具本体の表面に肉や魚等が垂れて張り付くのが防止される。また、肉や魚等の油は支持孔間を伝って調理具本体の中央部から周縁部へと流れるため、炎の上に油が落ちることが防止され、煙が発生しにくくなる。このように煙の発生を抑えることによって、室内でも肉、魚や野菜等の食材を炭火で焼いて手軽に楽しむことができる。さらに、支持孔の開口を介して炭により直接加熱され、炭による遠赤外線効果が得られ、遠赤外線を多く取り入れることにより食材の旨味が十分に引き出される。

【0023】(2)複数の支持孔のうち最も近くにある支持孔同士の周縁間距離が20mm以内であるため、肉や魚等を焼いたときに調理具本体の表面にこれらが接触する面積が少なくなり、ほとんど張り付くことがない。

【0024】(3)複数の支持孔の調理具本体に対する占有率が30~80%であるため、調理具の下方から炭によって加熱した場合に、支持孔を介して炭による遠赤外線効果が十分に得られる。

【0025】(4)調理具本体の周縁部に食材の滑り落

ちを防止するストッパー部が形成されることによって、食材が比較的な軽量であっても油溜部に滑り落ちるのを完全に防止することが可能となる。

【図面の簡単な説明】

【図1】 本発明の実施の形態におけるジンギスカン鍋の斜視図である。

【図2】 図1に示すジンギスカン鍋の使用状態を示す側面図である。

【図3】 図1に示すジンギスカン鍋の支持孔周辺の拡大断面図である。

【図4】 図1に示すジンギスカン鍋のストッパー部周辺の拡大断面図である。

【図5】 従来のジンギスカン鍋の斜視図である。

【図6】 図5の一部拡大図である。

* 【符号の説明】

1 ジンギスカン鍋

2 鍋本体

2a 表面

2b 裏面

21 油溜部

21a 溝部

21b 堤部

22 支持孔

10 23, 24 周縁

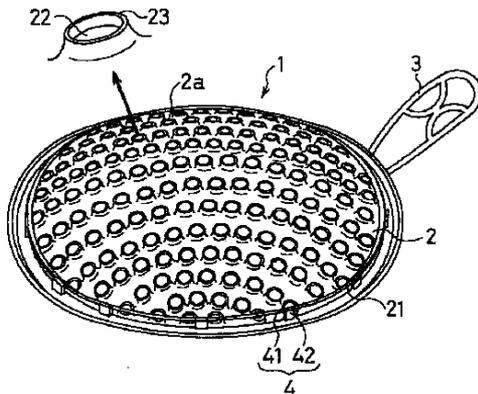
3 把持部

4 ストッパー部

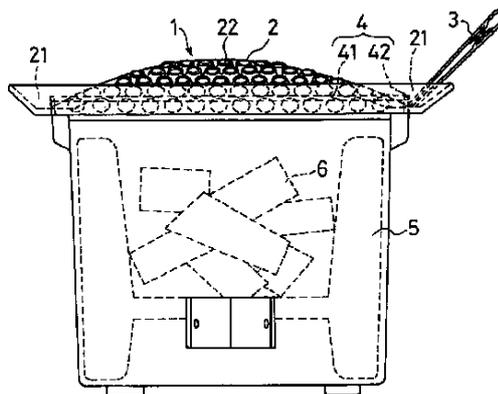
41 針金

* 42 支柱

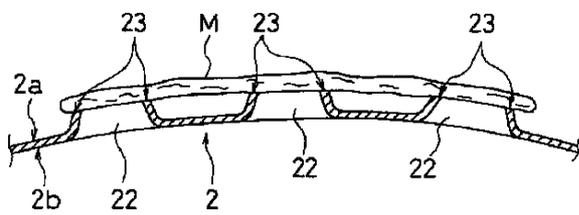
【図1】



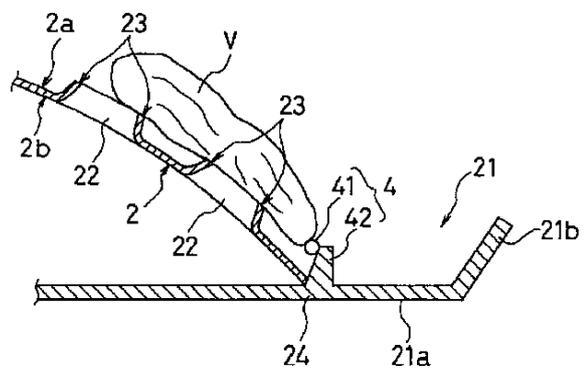
【図2】



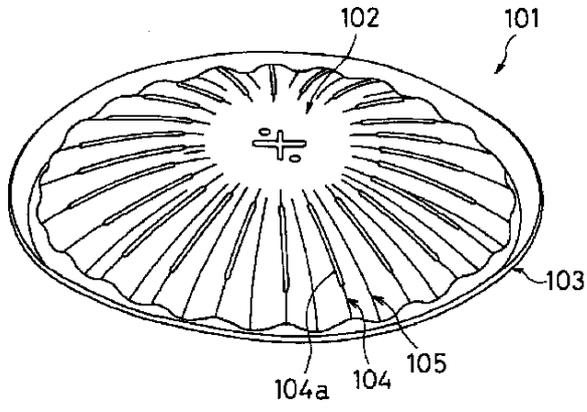
【図3】



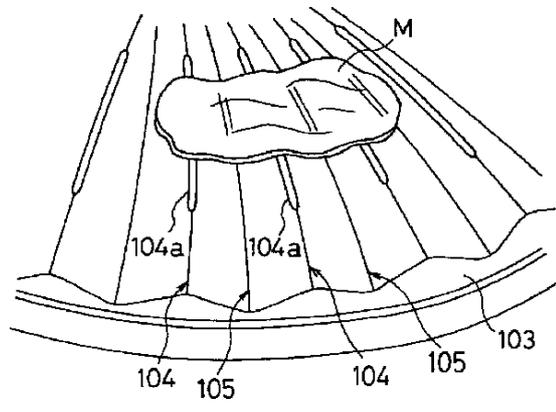
【図4】



【図5】



【図6】



出願記事	特許 平06-254889 (平6.10.20) 出願種別(通常)
公開記事	平08-123456 (平8.5.17) 総通号数(57571) 年間通号数(961235) 部門別通号数(3658) 部門別年間通号数(106) 発行区分(6 2)
登録記事	3446341 (平15.7.4) 総通号数(9464) 年間通号数(30856) 公報発行日(平15.9.16)
出願人・代理人記事	出願人 東京都品川区北品川6丁目7番35号(000002185) ソニー株式会社 代理人 対象出願人人数(1) 代理人全何名(1) 代理人(国内) 弁理士(100082131) 稲本義雄
発明者・考案者・創作者記事	東京都品川区北品川6丁目7番35号 ソニー株式会社内 加賀美 徹也
公開・公表IPC記事	国際分類 第6版 G10L 3/00 H G06F 17/27 G10L 5/04 F 国際分類 第4版 G06F 15/38 J
公告IPC記事	国際分類 第7版 G10L 13/08 国際分類 第4版 G10L 3/00 H
テーマコード記事	5B091 5D045
FI記事	4G06F15/38J 4G10L3/00H 4G10L5/04F 4G06F17/27J
Fターム記事	5B091 AA15 5B091 AB11 5B091 AB13 5B091 BA03 5B091 CA02 5B091 CA05 5B091 CB32 5D045 AA07 5D045 AA08
審査官フリーワード記事	5B091 ポーズ間の拍数 5B091 結合した形態素を分離する条件 5B091 統計 5B091 日本語音成合成 5B091 優先度 5B091 連文節間に挿入するポーズ
発明等の名称(漢字)記事	自然言語処理方法および音声合成装置
請求項の数記事	出願時(14) 登録査定時(14)
特許文献記事	特開 平4-51099(JP, A) 特開 昭60-216394(JP, A) 特開 平5-134691(JP, A) 特開 平5-314097(JP, A)
引用調査データ記事	引用調査データ 拒絶理由通知(拒絶理由の引用文献情報) 起案日(平14.7.26) 国内出願引用文献 引用日期(特開平4-051099号公報) 引用日期(特開昭60-216394号公報) 引用日期(特開平5-134691号公報) 引用日期(特開平5-314097号公報)
審査請求記事	審査請求数(1)
出願細目記事	(8622) 査定種別(登録査定) 最終処分(特許/登録) 最終処分日(平15.7.4) 通常審査
審査記録	<ul style="list-style-type: none"> → 願書: 差出日(平6.10.20) 受付日(平6.10.20) 予納 21000 円 作成日(平6.10.24) → 職権訂正データ(方式): 処分日(平6.12.22) 作成日(平6.12.22) → 出願審査請求書: 差出日(平13.3.21) 受付日(平13.3.21) 予納 114300 円 作成日(平13.3.23) 認定・付加情報: 処分日(平13.3.27) 作成日(平13.3.27) 検索報告書: 処分日(平14.7.17) 作成日(平14.7.17) 検索外注利用状況票: 処分日(平14.7.26) 作成日(平14.9.30) → 拒絶理由通知書: 起案日(平14.7.26) 発送日(平14.7.30) 拒絶理由条文コード(22 第29条第1項等) 作成日(平14.7.31) → 意見書: 差出日(平14.9.30) 受付日(平14.9.30) 作成日(平14.10.2) → 手続補正書: 差出日(平14.9.30) 受付日(平14.9.30) 作成日(平14.10.2) 認定・付加情報: 処分日(平14.10.4) 作成日(平14.10.4) 認定・付加情報: 処分日(平14.10.4) 作成日(平14.10.4) → 登録査定: 起案日(平15.5.30) 発送日(平15.6.3) 作成日(平15.6.4) 登録料納付: 差出日(平15.6.16) 受付日(平15.6.16) 作成日(平15.7.3)
更新日付	(平15.9.16)